

写

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

大分県人事委員会

人委第600号
令和4年10月3日

大分県議会議長 御手洗吉生 殿
大分県知事 広瀬勝貞 殿

大分県人事委員会
委員長 石井久子

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に係る民間の給与、生計費その他の諸条件並びに公務運営上の諸課題等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和 4 年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年 4 月における職員数は 15,053 人であり、その平均年齢は 42.4 歳、性別構成比は男性 59.8%、女性 40.2%、学歴別構成比は大学卒 84.6%、短大卒 4.2%、高校卒 11.2%、中学卒 0.0%となっている。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の数は 4,286 人であり、その平均年齢は 41.3 歳、性別構成比は男性 67.3%、女性 32.7%、学歴別構成比は大学卒 74.2%、短大卒 5.1%、高校卒 20.6%、中学卒 0.0%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、海事職、公安職、教育職（一）、教育職（二）及び特定任期付職員の 9 種類の給料表が適用されているが、このうち行政職給料表適用職員の本年 4 月における平均給与月額 は 345,419 円となっており、教育職員、警察官等を含めた職員全体の平均給与月額は 373,087 円となっている。

（参考資料 1 職員給与関係 参照）

2 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の 389 の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 138 の事業所を対象に「令和 4 年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する 4,856 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、民間事業所における直近 1 年間の特別給の支給実績及び各民間企業にお

ける給与改定の状況等について調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者（事務・技術関係）の採用を行った事業所は、大学卒で25.0%、高校卒で20.1%となっており、初任給の平均額は、大学卒で196,535円、高校卒で164,817円となっている。

(2) 給与改定の状況

表1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は35.6%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は7.5%となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員	35.6	7.5	—	56.9
課長級	27.4	8.4	—	64.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は85.3%となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は18.0%、減額となっている事業所の割合は2.6%となっている。

表2 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	86.2	85.3	18.0	2.6	64.7	0.9	13.8
課長級	77.1	76.1	16.9	0.9	58.3	1.0	22.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、表3に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均1,364円(0.39%)下回っていた。

表3 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A)－(B)
352,994円	351,630円	1,364円(0.39%)

- (注) 1 民間における事務・技術関係職種の従業員の給与と行政職給料表適用職員の給与をラスパイレ方式によって比較したものである。
2 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間に於いて、民間事業所で支払われた特別給は、表4に示すとおり、年間で所定内給与月額に相当する4.38月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.30月)が民間事業所の特別給を0.08月分下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	312,130 円
	上半期 (A 2)	317,372
特別給の支給額	下半期 (B 1)	652,434 円
	上半期 (B 2)	727,944
特別給の支給割合	下半期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$	2.09 月分
	上半期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$	2.29
	年間	4.38 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

4 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月における全国及び大分市の消費者物価指数は、それぞれ昨年4月に比べ2.5%及び1.5%上昇している。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎に算定した本年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ175,560円、192,810円、210,060円となっている。

(参考資料 3 生計費及び労働経済関係 参照)

5 職員と国家公務員との比較

総務省の令和3年地方公務員給与実態調査(令和3年4月1日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は、99.3となっている。

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は、別記のとおりである。

7 本年の給与の改定等

職員の給与決定に係りのある基礎的諸条件は、以上のとおりである。

職員給与と民間給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均1,364円(0.39%)下回っていた。また、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.08月分下回っていた。

人事院においては、本年の民間給与との較差に基づき国家公務員の月例給を引き上げるとともに特別給の支給月数を引き上げるよう勧告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差並びに人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与に

ついて次のとおり所要の改定を行う必要があると判断した。

(1) 月例給

行政職給料表については、人事院が勧告した行政職俸給表（一）に準じた上で、各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

月例給の改定については、以上のとおりである。

本年の民間給与との較差が人事院の官民の給与較差を上回ったことなどから、俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて給料表を改定しただけでは、民間給与との較差がなお残ることとなる。このことについて、地方公務員法の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行った。

これまで、一部の高齢層職員については、平成27年4月に実施された給料表水準の引下げに伴う経過措置等により、給料表が改定されても実際に支給される額の増加が抑制される状況であったこと、また、扶養手当の経過措置額を見直すことで較差の解消が可能であったことなどにより、俸給表の水準を調整して較差を解消するとの判断に至らなかったところである。

しかしながら、平成27年4月に実施された給料表水準の引下げに伴う経過措置等が令和2年3月で終了したことから、給料表改定の影響は全職員に及ぶ状況になっている。

また、本県の諸手当制度は基本的に国に準じており、他の都道府県とも均衡していることから、諸手当の改定による較差の解消は困難である。

さらに、他の都道府県においても、人事院に準じた給料表の改定を行ってもなお較差が残る場合、人事院の勧告した俸給表の水準を調整した給料表を勧告して当該較差を解消している団体が増加している状況である。

これらの状況を総合的に勘案した結果、本委員会としては、給料表の構造については人事院が勧告した俸給表に準じた上で、各号給の額に一定の率を乗じた給料表とすることが適当と判断したところである。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、人事院勧告に準じて、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする必

要がある。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて勤勉手当に配分することとし、本年度については12月期の勤勉手当に、令和5年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分する必要がある。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

(3) その他の事項

ア 人事院は、在宅勤務関連手当の具体的な枠組みについて検討を進めていくとしており、国及び他の都道府県の動向等に留意しながら対応する必要がある。

イ 人事院は、社会や公務の変化に適応するため、俸給表の構造、初任給・昇格・昇給の基準、各種手当など、給与制度のアップデートに向けて一体的に取り組を進めていくとしており、今後の国の動向や他の都道府県の対応等に留意する必要がある。

ウ 通勤手当については、任命権者において旅費制度と一体的に見直す検討が行われているところであり、長距離通勤者の負担軽減を図る観点からも、引き続き所要の検討を進める必要がある。

8 公務運営の改善に関する課題

地方公共団体は、複雑化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、限られた人材で適切な行政運営を行っていくことが強く求められている。

特に、長期化する新型コロナウイルス感染症や社会経済活動の再活性化の対策に加え、デジタルの力で社会や地域の課題を解決するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等への対応が重要となっている。一方で、若年人口の減少等に伴い本県の職員採用試験の受験者数は減少傾向にあり、職員の人材確保は厳しさを増している。

こうした中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するためには、引き続き採用試験の在り方等を検討し、多様で有為な人材を継続的に確保するとともに、様々な研修等を通じて計画的かつ効果的な育成を行うことが必要である。

また、全ての職員が仕事と家庭生活を両立し、その能力や経験を十分に発揮できるよう、引き続き長時間労働の是正や業務の改善・効率化、ワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革の取組を強力に推進していくことが極めて重要である。

任命権者においては、公務運営の改善に関する課題について、解決に向けた取組を進めるとともに、中・長期的な視点を踏まえ、時代になかった人事施策の策定・推進に取り組んでいくことが肝要である。

(1) 人材の確保・育成

ア 多様で有為な人材の確保

若年人口の減少に加え、民間企業の採用活動の活発化・早期化及び国や他の地方公共団体との競合により、本県の職員採用試験の受験者数は減少傾向にあり、特に技術系職種の人材確保は極めて厳しい状況となっている。

本委員会では、これまで任命権者と連携して大学訪問や職員採用ガイダンス等の職員募集活動を積極的に行い、採用試験について民間志望者も受験しやすい基礎能力試験を実施する特別枠試験の導入や試験日程の前倒し等を行うなど、受験者の増加に努めてきた。

引き続き受験者ニーズを的確に捉えるとともに、県職員の魅力や採用試験等の情報発信を強化するため、これまでのSNS等の活用に加えて、より情報を収集しやすい新たな職員採用ポータルサイトを構築することとした。

また、従来の試験や特別枠試験の検証等を踏まえ、採用予定者数の確保が難しくなっている技術系職種等で多様な人材が受験しやすいよう、受験機会の拡大や試験内容の見直しなど、採用試験の在り方を検討していく。

なお、任命権者においても、特に長年にわたり採用予定者数を充たすことができていない獣医師の確保策を更に検討する必要がある。

障がい者雇用については、これまで、身体障がい者に加えて知的障がい者や精神障がい者も受験可能とするほか、年齢制限の緩和等を行ってきた。

任命権者においては「大分県障がい者活躍推進計画」や「障がい者雇用率日本一」を目指す県の方針等を踏まえ、障がい者雇用に係る取組を検証し、適宜見直しを行っていくことが重要であり、障がいのある職員が個々の能力を活かして意欲を持って働くことのできる職場環境の整備を進める必要がある。

イ 政策県庁を担う人材の育成

令和2年度に改訂した長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」及び大分県版地方創生の着実な推進に向けては、職員一人ひとりが政策・改革の主体となる政策県庁の実現が重要である。

任命権者においては、職員本人の適性や多様な働き方に対応したキャリア形成を支援する観点を踏まえた人材育成に取り組んでいる。引き続き職員の自己

啓発を促すとともに、職場における職務を通じた研修（O J T）と大分県自治人材育成センター等での研修（O f f - J T）に加え、オンライン研修等を適切に組み合わせながら、職員が意欲を持って職務に従事し、高い成果を挙げられるように各職員の能力開発や専門性の向上を図っていくことが必要である。

管理監督者においては、職員との人事評価面談等の機会を捉え、職員一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行いながら、育成の方向性やキャリア形成について話し合うなど、人材育成における自らの責務や役割を果たすことが重要である。

職員においては、将来のキャリアプランをイメージしつつ目標を設定し、時代に応じた専門知識や課題解決能力などを向上させるため、主体的に日々の業務や研修等に取り組むことが必要である。

また本県では、データとデジタル技術を県行政に積極的に活用し、行政サービスや制度・組織を変革するDXを推進することを目的として、本年3月に「大分県DX推進戦略」を策定した。この中で、職員へのDXマインドの醸成やリスキリングを進めることとしており、DX推進に向けた県職員の意識改革や、必要なスキル習得のための研修を今年度から本格的に実施している。引き続き県民がサービスの向上を実感できるよう、DXを推進するための人材育成に積極的に取り組むことが必要である。

ウ 女性職員の活躍推進

職員に占める女性職員の割合が年々増加傾向にある中、任命権者においては「大分県女性職員活躍推進行動計画」の後期計画（R3～R7年度）を昨年3月に策定し、知事部局においては、女性職員の更なる登用拡大を目指し、女性登用の目標数値を管理職は前期計画の10%から15%に、班総括等は13%から20%にそれぞれ引き上げた。この目標数値に対する令和4年度の実績は、管理職は10.2%、班総括等は16.9%となっており、目標達成に向けて着実に取組を進めているところである。

また、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からは、各職員が仕事のやり方の見直しなどによる業務効率化を進めるとともに在宅勤務制度やサテライト・オフィス等を活用した柔軟な働き方ができる環境整備を図っている。今後も行動計画に沿って、女性職員が働きがいを持って活躍できる環境整備に努めるとともに、あらゆる分野でその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援と計画的な人材育成を更に積極的に行うことが必要である。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

本県では、人材育成の観点も踏まえ、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として人事評価を活用することにより、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図っているところである。

任命権者においては、職員一人ひとりの能力や職務上の成果を公正・公平に評価した上で、個々の職員のモチベーションを高め、組織全体の活性化につなげていくため、評価結果を任用や給与等に十分に活用することを通じて人材育成につなげていくことが重要である。あわせて、人事評価制度を適正に活用するためには、客観性、公平性、透明性及び納得性を確保することが重要であり、引き続き評価者研修の充実などに取り組んでいくことが必要である。

また、男女を問わず育児や介護等の事情を抱えた職員が増加している中で、育児・介護に係る休暇・休業等の取得、時差通勤、テレワークなど多様で柔軟な働き方が進められている。このような中、管理監督者には、能力・実績の評価に当たり、勤務時間の長短にかかわらず、職員として求められる能力や姿勢などに照らして人事評価制度を的確に運用することが求められる。

他方、国では、人事評価を人材育成のマネジメントの強化にも活用していく観点から、職員の能力・実績をきめ細かく的確に把握するための見直しを実施したところである。本県においても、定年引上げに伴う職員構成の変化等による影響が考えられる中、職員の士気を高め組織活力を維持していくためには、その運用状況に留意し、よりよい制度となるよう必要に応じて見直しを行うことが重要である。

本委員会としても、地方公務員法の趣旨を踏まえ、引き続き任命権者における取組や運用の状況を注視していく。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

新型コロナウイルス感染症への対応や災害対策等により業務量が増大している中で、働き方改革を一層推進し、長時間労働の是正に向けた実効性のある取組を更に進めることが求められている。

長時間労働の是正は、職員の健康保持、仕事と家庭生活の両立や職員が意欲を持って生き生きと働くことのできる環境整備、さらには人材確保の観点から、最も重要な課題であり、本委員会としても毎年の報告で繰り返し指摘してきた。

このような中、知事部局では、本年3月に策定した「大分県庁働き方改革基

本方針」において、①月の時間外勤務時間が 80 時間超の職員ゼロ、②年の時間外勤務時間が 720 時間超の職員ゼロ、③月の時間外勤務時間が 45 時間を超える回数が年 7 回以上の職員ゼロの長時間勤務の是正に関する数値目標を定め、働き方改革の推進に積極的に取り組んでいるところである。

任命権者においては、業務量の削減や事務事業の見直しに加え、行政のデジタル化等による業務効率化に取り組んだ上で、業務量に応じた適正な職員配置に努めるとともに、労働時間の長さよりも業績や業務の改善・効率化を重視する職場環境の実現に向け、強い姿勢を持って取り組むことが重要である。また、テレワーク等の活用による多様で柔軟な働き方の実現に向けた環境整備を推進することも必要である。

管理監督者においては、改めて自らの責務を自覚し、日頃から職員と気軽にコミュニケーションを取り合える関係づくりに努め、職員が相談しやすい明るく風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。また、常に職員への目配り・気配りを行いながら、職員の勤務時間や業務量等を的確に把握し、特定の職員に過度の負担がかからないよう、業務の平準化に努めることが必要である。とりわけ所属長は、自らが働き方改革の先頭に立って業務の改善や効率化に取り組むなど、職場におけるマネジメントに一層努め、時間外勤務の縮減とともに年次有給休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組むことが重要である。

職員においては、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、常に業務改善の意識を持って、計画的な時間配分に努めながら、効率的・効果的に業務を遂行することが求められる。

今後とも、それぞれが主体的に時間外勤務を縮減する意識を持つとともに、その実現に向けて不断の努力をしていくことが重要である。

なお、年次有給休暇については、全職種の平均取得日数が昨年は 13 日 1 時間で「大分県特定事業主行動計画（第 4 期）」に掲げる 15 日の目標には及んでいない状況にある。任命権者においては、年次有給休暇を取得しやすい環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季における特別休暇等と組み合わせた計画的・連続的使用の促進に努めることが必要である。

本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を適切に果たす必要があることから、時間外勤務命令の上限に係る運用状況等を把握するため引き続き事業所実態調査を適切に実施するなど、長時間労働の是正に向けた取組を進めていく。

イ 学校現場における教職員の負担軽減

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化している中、教員は厳しい勤務実態にあり、また、教員採用選考試験の受験者数が減少し教員の確保も厳しい状況にあることから、学校における働き方改革を推進していくことは極めて重要である。

令和元年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正を踏まえ、教育委員会では、在校等時間の上限について月 45 時間以内、年 360 時間以内を原則とする「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定めるとともに一年単位の変形労働時間制を導入するための条例改正を行った。

また、学校における働き方改革を推進するため、教員が学習指導や生徒指導等の本来的業務に専念できるよう、専門スタッフやサポートスタッフを活用する「チーム学校」の実現や、教員の勤務時間管理の適正化や業務効率化のための ICT 活用による業務改善、地域人材の活用等による部活動改革、教科担任制の配置拡充等による教育環境の改善等を掲げ、教員の長時間勤務の改善に取り組んでいるところである。

教育委員会においては、学校における働き方改革を後押しするためのマネジメント能力を高める研修の充実はもとより、管理職とともに「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に掲げる取組の実施状況を十分把握した上で、在校等時間の長時間化を防ぐため、業務の精選と効率化を徹底し、業務分担の見直しや適正化等を引き続き行っていくことが必要である。さらには、学校における働き方改革を推進するための取組について、市町村教育委員会や関係機関等と連携・協力しながら積極的に取り組み、教職員の負担軽減を図っていくことが必要である。

ウ 仕事と家庭の両立支援

男女を問わず育児・介護等の事情を抱えた職員が意欲を持って職務に従事し、能力を最大限に発揮できるよう、全ての職場において仕事と育児・介護の両立を尊重する環境づくりを進め、両立支援に係る制度が適正に活用されるよう支援していくことが、ワーク・ライフ・バランスや少子化対策の推進、女性の活躍推進の観点からも重要である。

本県においては、育児・介護等に係る多様な両立支援制度が導入されており、昨年 3 月には「大分県女性職員活躍推進行動計画（後期計画）」を策定するとともに「大分県特定事業主行動計画（第 4 期）」を一部改訂し、男性職員の育

児休業取得率を100%（教育委員会：30%）とする目標に取り組んでいるところである。なお、令和3年度における男性職員の育児休業取得率は、知事部局等が65.5%、警察本部7.5%、教育委員会11.3%となっており、実績は上がりつつあるが目標には及んでいない状況である。

また、国においては、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍推進のため、不妊治療のための出生サポート休暇の新設等の措置を導入し、また「国家公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、本年10月から育児休業の取得回数制限が緩和されたところである。本県においても同様に条例・規則改正を行うなど、仕事と家庭の両立支援のための環境整備を進めている。

任命権者においては、所属長にマネジメント力を発揮させることにより、子育てをしやすい職場環境を整えるための取組を実施しているところであるが、行動計画に掲げられた数値目標の達成に向けて、より一層、男性職員の育児休業の取得促進などの取組を進めていくことが求められる。

育児・介護等のための両立支援策が、職員にとって利用しやすく、効果的に活用されるためには、職員全員がワーク・ライフ・バランスの大切さを認識し、その推進に取り組むことが重要であり、任命権者においては、職員全員の意識啓発を図りながら、さらに職場全体で支援する勤務環境づくりに努めることが必要である。

エ 会計年度任用職員の勤務環境の整備

令和2年度から導入された会計年度任用職員は、多様化する行政ニーズに対応するためには欠かせない存在であり、それぞれの職場において重要な役割を果たしている。

こうした中、人事院は、国の会計年度任用職員の適正な任用及び処遇を確保するため、昨年8月に「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」とあわせて示した「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に基づき、人事院規則等を改正し、会計年度任用職員に係る不妊治療のための出生サポート休暇の新設、育児休業の取得の柔軟化等の措置を講じた。本県においても、同様の措置を導入してきたところである。

任命権者においては、会計年度任用職員が十分に能力を発揮できるよう、引き続き国や他の地方公共団体との権衡に留意しながら、適正な任用・勤務条件等を確保することが必要である。

(4) 職員の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとって大切なことであり、また、職員が安心して公務に専念し、その持てる能力を十分に発揮するためにも重要である。

任命権者においては、定期健康診断後の事後指導や長時間勤務者に対する健康管理、ストレスチェックの拡充やカウンセリング相談など様々な健康管理対策に取り組んでいるところである。

定期健康診断の結果をみると、知事部局等、教育庁及び県立学校の職員についての有所見率（「要経過観察」以上）は年々上昇傾向にあり、職員の健康意識やセルフケア力の向上、所属における支援体制の強化を図ることがますます重要になっている。

また、本年4月における精神疾患による病気休職者は、知事部局等では21名（昨年18名）、学校現場22名（昨年23名）となっており、メンタルヘルス対策は依然として大きな課題である。任命権者においては、引き続き心の問題が生じる要因の調査・分析を行い、より一層、職員のストレスマネジメント力の向上、管理監督者による支援体制の強化、相談窓口の多様化等を図り、重層的に予防・早期発見・早期対応ができる環境を整えていくとともに、円滑な職場復帰と再発防止の観点から職員を支援することが必要である。

とりわけ長時間労働は、心身の健康保持に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、やむを得ず長時間労働を行った者に対しては、産業医による面談や業務の見直し等の適切な措置を講じていくことが重要である。特に、新型コロナウイルス感染症対策が長期化する中で多くの職員が感染症対策業務を行っており、業務集中等により職員の心身の負担が大きくなるおそれがあることから、メンタルヘルス対策など職員の健康管理をこれまで以上に適切に行う必要がある。

また、衛生委員会等を活用し、長時間労働や健康管理対策など幅広く議論することで、快適な職場環境の実現と職場における安全や健康の確保に努めることも必要である。

国において検討が進められている勤務時間制度の弾力化については、職員の健康確保や柔軟な働き方の観点から、その検討状況に留意することが必要である。

本委員会としても、平成30年における労働安全衛生法令の改正趣旨等を踏まえ、任命権者と連携しながら労働安全衛生に関する取組を進めていく。

(5) ハラスメントの防止

職場のハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護等に関するハラスメント等）は、ハラスメントを受ける職員の人格や尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるだけでなく、周囲の職員にも精神的苦痛を与えるなど、広く悪影響を及ぼすものである。

とりわけ、パワー・ハラスメントについては、令和元年の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、事業主に対しパワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務等が求められている。

本県においても、令和2年度に「大分県職員ハラスメント防止要綱」を改正するとともに、知事部局では昨年12月に「大分県ハラスメント防止要綱運用マニュアル」を作成し、ハラスメントが疑われる場合の対応手順及び職員や監督者が留意すべき事項等を具体的に示し、ハラスメントの防止に取り組んでいる。

任命権者においては、ハラスメントが職員の人権に関わる許されない行為であることを認識した上で、様々なハラスメントの防止について研修等を通じた積極的な周知啓発や相談に適切に対応できる体制の整備など、引き続き発生の予防、迅速で適切な措置、再発防止のための取組等を進め、職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な職場環境の確保に努めていくことが重要である。

(6) 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用等

急速な少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少が続く中、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題となっている。さらに、公務においては複雑化・多様化する行政ニーズに的確かつ持続的に対応していくため、高齢層職員の豊富な知識、技術及び経験等を最大限に活かすことが必要とされている。

また、昨年6月に「地方公務員法の一部を改正する法律」が成立し、本県においても令和5年度から定年年齢を段階的に65歳まで引き上げる条例改正を行ったところである。

任命権者においては、定年の引上げが円滑に行われるよう適切に準備を進めていくとともに、職員のモチベーションを維持しつつ、働きがいを実感でき、その能力及び長年培ってきた経験を活かすことができるよう、引き続き採用から退職に至るまでの適切な人事管理に取り組むことが重要である。

(7) 公務員倫理の保持

県民中心の県政を推進する上では、県民の信頼を確保することが最も重要であり、職員は、常に公務員としての自覚と節度を保ちつつ、勤務時間の内外を問わず信用を失墜することのないように自戒する必要があるが、依然として一部の職員による不祥事が発生している。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、より一層、職場での指導や研修などを通じて職員へ法令遵守及び服務規律の保持の徹底を図ることが必要である。

また、職員においては、県民全体の奉仕者であることを常に自覚し、県職員としての誇りと高い倫理観・使命感を保持するとともに、厳正な服務規律の下で公務の公正かつ公平な執行に努め、県民の信頼と期待に応えていくことが肝要である。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

職員の使命は、県民の期待と信頼に応えることであり、常日頃の業務に真摯に取り組むことはもちろんのこと、特に災害などの不測の事態が生じることの多い昨今は、一層の熱意や使命感を持って迅速かつ的確に対応することが求められている。

このような中、職員は、近年頻発する自然災害への突発的な対応業務や、いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症と社会経済の再活性化に向けた対策等に精力的に従事するとともに、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実行に尽力するなど、それぞれの職場において高い士気を持って困難な諸課題に粘り強く取り組んでいる。

人事委員会の勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて行政の効率的・安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

人事院の報告及び勧告の概要

【職員の給与に関する報告及び勧告】

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度	期末手当	1.20月	1.20月
以降	勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

【公務員人事管理に関する報告】

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

ア 令和4年12月期

(ア) 特定管理職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあつては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあつては、0.6月分）とすること。

イ 令和5年6月期以降

(ア) 特定管理職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和4年12月期

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和4年12月期

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和4年12月1日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,300	198,800	234,800	266,400	291,200	319,700	363,500	408,800	459,100
	2	151,400	200,600	236,400	268,100	293,400	321,900	366,100	411,200	462,200
	3	152,600	202,400	237,900	269,600	295,500	324,200	368,500	413,700	465,200
	4	153,700	204,200	239,400	271,400	297,500	326,400	371,100	416,100	468,200
	5	154,800	205,700	240,700	273,100	299,300	328,600	373,000	418,000	471,300
	6	155,900	207,500	242,300	274,900	301,300	330,600	375,500	420,300	474,300
	7	157,100	209,300	243,800	276,700	303,100	332,800	377,800	422,400	477,300
	8	158,200	211,100	245,300	278,700	304,700	335,000	380,300	424,600	480,400
	9	159,200	212,700	246,400	280,600	306,600	336,900	382,700	426,600	483,100
	10	160,600	214,500	247,900	282,700	308,900	339,100	385,400	428,700	486,200
	11	161,900	216,300	249,400	284,600	311,100	341,100	388,000	430,800	489,200
	12	163,200	218,100	250,700	286,500	313,400	343,300	390,700	432,900	492,300
	13	164,400	219,600	252,200	288,400	315,500	345,200	393,100	434,600	495,000
	14	165,900	221,400	253,400	290,200	317,600	347,200	395,400	436,400	497,300
	15	167,400	223,100	254,700	291,700	319,800	349,200	397,600	438,400	499,600
	16	169,000	224,900	255,900	293,100	321,900	351,200	400,000	440,400	501,900
	17	170,100	226,500	257,200	294,900	323,800	352,900	401,800	442,300	504,000
	18	171,500	228,200	258,600	296,900	325,800	354,900	403,800	444,100	505,400
	19	172,900	229,800	260,000	299,000	327,800	356,700	405,700	445,900	506,900
	20	174,300	231,300	261,500	301,000	329,800	358,600	407,600	447,600	508,300
	21	175,600	232,600	263,100	302,900	331,500	360,500	409,500	449,400	509,500
	22	178,100	234,200	264,800	305,000	333,600	362,400	411,300	450,900	510,900
	23	180,600	235,800	266,400	307,000	335,600	364,400	413,100	452,300	512,400
	24	183,100	237,300	268,000	309,100	337,700	366,300	415,000	453,800	513,900
	25	185,500	238,300	269,800	310,800	339,100	368,300	416,800	455,200	515,000
	26	187,200	239,800	271,600	312,900	341,000	370,200	418,300	456,500	516,100
	27	188,800	241,100	273,300	314,900	342,900	372,200	419,800	457,800	517,300
	28	190,500	242,300	275,000	316,900	344,900	374,200	421,400	459,000	518,500
	29	192,000	243,500	276,600	318,600	346,500	375,700	423,000	460,000	519,500
	30	193,700	244,500	278,300	320,600	348,400	377,500	424,300	460,700	520,400
	31	195,500	245,500	280,100	322,700	350,300	379,300	425,600	461,500	521,300
	32	197,200	246,500	281,600	324,800	352,100	380,900	426,800	462,200	522,200
	33	198,800	247,600	282,900	326,000	354,000	382,700	428,000	462,900	523,000
	34	200,200	248,500	284,600	328,000	355,800	384,100	429,300	463,700	523,900
	35	201,700	249,400	286,200	329,900	357,600	385,600	430,600	464,400	524,600
	36	203,200	250,400	287,900	332,000	359,300	387,200	431,800	465,000	525,100
	37	204,500	251,300	289,500	333,900	360,700	388,600	433,000	465,500	525,800
	38	205,800	252,600	291,200	335,800	362,000	389,800	433,800	466,100	526,400
	39	207,000	253,800	293,000	337,800	363,400	391,000	434,600	466,700	527,200
	40	208,300	255,100	294,800	339,700	364,800	392,100	435,400	467,300	527,800

	41	209,600	256,400	296,300	341,600	366,100	393,200	436,000	467,800	528,300
	42	210,900	257,800	298,000	343,500	367,000	394,400	436,700	468,300	
	43	212,200	259,000	299,500	345,400	368,100	395,600	437,400	468,700	
	44	213,500	260,200	301,100	347,300	369,200	396,700	438,100	469,000	
	45	214,600	261,300	302,700	348,800	370,000	397,400	438,900	469,300	
	46	215,900	262,500	304,400	350,200	370,900	398,100	439,700		
	47	217,200	263,800	306,000	351,700	371,800	398,800	440,100		
	48	218,500	264,900	307,700	353,200	372,700	399,500	440,800		
	49	219,600	266,000	308,600	354,800	373,600	400,100	441,300		
	50	220,700	267,000	310,100	355,600	374,400	400,700	441,700		
	51	221,700	268,200	311,600	356,800	375,200	401,200	442,100		
	52	222,700	269,300	313,200	357,800	376,000	401,600	442,500		
	53	223,700	270,300	314,800	358,700	376,700	402,000	442,900		
	54	224,600	271,300	316,400	359,800	377,400	402,300	443,300		
	55	225,500	272,400	318,000	360,700	378,100	402,600	443,700		
	56	226,400	273,500	319,500	361,800	378,800	402,900	444,000		
	57	226,700	274,400	321,000	362,700	379,300	403,200	444,300		
	58	227,500	275,400	322,200	363,400	379,900	403,500	444,700		
	59	228,200	276,300	323,400	364,100	380,500	403,800	445,000		
	60	228,900	277,400	324,600	364,800	381,200	404,100	445,300		
再任 用職 員以 外の 職員	61	229,600	278,500	325,300	365,200	381,600	404,400	445,600		
	62	230,400	279,500	326,200	365,800	382,300	404,700			
	63	231,100	280,400	327,000	366,500	382,900	405,000			
	64	231,700	281,400	327,800	367,200	383,500	405,300			
	65	232,300	282,000	328,700	367,500	383,900	405,600			
	66	232,900	282,900	329,100	368,200	384,500	405,900			
	67	233,500	283,600	329,800	368,900	385,100	406,200			
	68	234,200	284,500	330,600	369,600	385,700	406,500			
	69	234,900	285,500	331,400	369,900	386,100	406,700			
	70	235,500	286,300	332,100	370,500	386,600	407,100			
	71	236,000	287,100	332,800	371,200	387,100	407,400			
	72	236,700	287,900	333,500	371,800	387,700	407,700			
	73	237,400	288,700	334,000	372,100	388,000	407,900			
	74	238,000	289,200	334,600	372,700	388,400	408,200			
	75	238,600	289,600	335,100	373,400	388,800	408,500			
	76	239,100	290,100	335,700	374,000	389,200	408,700			
	77	239,700	290,300	336,000	374,400	389,500	408,900			
	78	240,400	290,600	336,500	374,900	389,800	409,200			
	79	241,100	290,800	336,900	375,500	390,100	409,500			
	80	241,600	291,200	337,400	376,000	390,400	409,700			
	81	242,100	291,400	337,800	376,500	390,600	409,900			
	82	242,700	291,600	338,300	377,100	390,900	410,200			
	83	243,300	292,000	338,800	377,600	391,200	410,500			
	84	243,800	292,300	339,300	377,900	391,400	410,700			
	85	244,300	292,600	339,600	378,300	391,600	410,900			
	86	244,900	292,900	340,000	378,800	391,900				
	87	245,500	293,200	340,500	379,200	392,200				
	88	246,000	293,600	340,900	379,600	392,400				

	89	246,500	293,900	341,200	380,000	392,600				
	90	247,000	294,300	341,600	380,500	392,900				
	91	247,300	294,600	342,100	380,900	393,200				
	92	247,700	295,000	342,500	381,300	393,400				
	93	248,000	295,200	342,700	381,600	393,600				
	94		295,400	343,100	382,100	393,900				
	95		295,700	343,600	382,500	394,200				
	96		296,100	344,000	382,900	394,400				
	97		296,300	344,200	383,200	394,600				
	98		296,600	344,700	383,700					
	99		297,000	345,100	384,100					
	100		297,400	345,400	384,500					
	101		297,600	345,700	384,800					
	102		297,900	346,100						
	103		298,300	346,500						
	104		298,600	346,900						
	105		298,800	347,400						
	106		299,100	347,800						
	107		299,500	348,200						
	108		299,800	348,600						
	109		300,000	349,100						
	110		300,400	349,500						
	111		300,800	349,800						
	112		301,100	350,100						
	113		301,300	350,600						
	114		301,500							
	115		301,800							
	116		302,200							
	117		302,400							
	118		302,600							
	119		302,900							
	120		303,200							
	121		303,600							
	122		303,800							
	123		304,100							
	124		304,400							
	125		304,700							
再任用職員		188,000	215,500	255,600	275,000	290,200	315,600	357,400	390,500	441,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

研究職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,600	199,100	285,200	334,000	389,400
	2	151,700	201,700	287,600	336,200	392,300
	3	152,900	204,100	289,900	338,200	394,900
	4	154,000	206,600	292,200	340,100	397,700
	5	155,100	209,100	294,500	341,800	399,800
	6	156,400	211,400	296,400	343,500	402,500
	7	157,800	213,700	298,400	345,200	405,200
	8	159,100	215,900	300,100	346,500	408,000
	9	160,100	218,000	301,900	348,200	410,500
	10	161,800	220,400	304,300	350,200	413,100
	11	163,400	222,900	306,600	352,300	415,800
	12	165,000	225,200	309,100	354,200	418,600
	13	166,400	227,200	311,200	356,200	421,200
	14	168,300	229,600	313,600	358,100	423,900
	15	170,200	232,100	316,000	359,900	426,700
	16	172,200	234,500	318,700	361,800	429,400
	17	173,800	236,700	321,100	363,500	431,900
	18	175,900	239,500	323,300	365,400	434,500
	19	178,000	242,400	325,300	367,100	437,000
	20	180,000	245,300	327,300	369,100	439,600
	21	182,100	247,800	329,400	370,600	442,100
	22	184,300	250,500	331,000	372,600	444,700
	23	186,500	253,000	332,400	374,300	447,300
	24	188,700	255,700	333,800	376,200	449,800
	25	190,700	258,200	335,700	377,600	452,000
	26	192,900	260,600	337,600	379,300	454,300
	27	195,000	262,900	339,400	381,200	456,800
	28	197,100	265,000	341,200	383,100	459,300
	29	199,200	267,500	343,100	384,800	461,800
	30	200,700	269,600	344,900	386,700	464,300
	31	202,500	271,500	346,400	388,600	466,800
	32	204,200	273,500	348,100	390,500	469,300
	33	206,000	275,200	349,300	392,100	471,700
	34	207,900	277,200	350,700	393,900	474,100
	35	209,800	279,200	352,000	395,500	476,500
	36	211,700	281,000	353,500	397,300	479,000
	37	213,200	283,000	354,700	398,500	481,400
	38	215,100	284,100	356,100	400,000	483,900
	39	217,000	285,300	357,300	401,400	486,300
	40	218,900	286,500	358,700	402,800	488,800

再任職員以外の職員	41	220,800	287,700	359,400	404,200	491,100
	42	222,700	288,400	360,500	405,500	493,300
	43	224,600	289,000	361,700	407,100	495,500
	44	226,500	289,700	362,800	408,700	497,700
	45	228,200	290,400	363,900	410,100	499,400
	46	230,100	291,500	365,100	411,300	500,900
	47	231,900	292,600	366,400	412,900	502,500
	48	233,700	293,700	367,500	414,500	504,000
	49	235,300	294,900	368,600	415,800	505,700
	50	237,100	296,100	369,900	417,200	507,100
	51	238,800	297,100	371,200	418,700	508,500
	52	240,400	298,000	372,500	420,100	510,000
	53	241,700	299,100	373,200	421,500	511,100
	54	243,400	300,100	374,200	422,900	512,300
	55	245,000	301,300	375,100	424,300	513,500
	56	246,500	302,200	376,100	425,700	514,700
	57	247,700	302,700	376,900	426,800	515,600
	58	248,900	303,500	377,700	428,100	516,600
	59	249,800	304,500	378,400	429,500	517,600
	60	250,700	305,400	379,100	430,800	518,600
	61	251,700	306,300	379,700	431,600	519,700
	62	252,600	307,400	380,400	432,500	520,600
	63	253,500	308,500	381,300	433,500	521,300
	64	254,400	309,600	382,200	434,400	522,000
	65	255,300	310,400	382,800	435,300	522,800
	66	256,200	311,500	383,600	436,100	523,600
	67	257,000	312,400	384,400	436,700	524,400
	68	257,600	313,400	385,200	437,500	525,200
	69	258,400	314,400	385,800	437,900	525,900
	70	259,700	315,400	386,500	438,500	526,700
	71	261,000	316,500	387,200	439,000	527,500
	72	262,200	317,600	387,900	439,500	528,300
	73	263,500	318,100	388,600	440,000	529,000
	74	264,900	319,100	389,200		
	75	266,100	320,200	389,800		
	76	267,100	321,300	390,500		
	77	268,100	322,400	391,200		
	78	269,200	323,400	391,800		
	79	270,400	324,300	392,400		
	80	271,300	325,200	393,000		
	81	272,500	326,300	393,600		
	82	273,700	327,100	394,200		
	83	274,900	327,800	394,800		
	84	275,900	328,600	395,400		
	85	277,000	329,100	395,900		
	86	278,000	329,600	396,400		
	87	279,100	330,100	396,900		
	88	280,100	330,600	397,600		

89	280,900	330,900	398,000		
90	282,200	331,400	398,500		
91	283,200	331,900	399,000		
92	284,400	332,400	399,700		
93	285,300	332,700	400,100		
94	286,300	333,100			
95	287,300	333,600			
96	288,300	334,100			
97	288,600	334,600			
98	289,500	335,100			
99	290,200	335,600			
100	291,100	336,100			
101	292,000	336,600			
102	292,700	337,100			
103	293,400	337,600			
104	294,100	338,100			
105	294,800	338,600			
106	295,300	339,000			
107	295,800	339,500			
108	296,300	339,900			
109	296,500	340,400			
110	296,900	340,800			
111	297,200	341,300			
112	297,500	341,700			
113	297,800	342,200			
114	298,100	342,600			
115	298,400	343,100			
116	298,700	343,500			
117	299,000	344,000			
118	299,400	344,500			
119	299,700	344,900			
120	300,100	345,300			
121	300,400	345,700			
再任用職員	217,800	259,100	284,000	326,400	385,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職 員 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	254,000	338,900	401,000	472,500
	2	256,500	341,900	403,900	474,800
	3	259,000	344,800	406,500	477,000
	4	261,500	347,700	409,300	479,300
	5	263,700	350,400	411,700	481,500
	6	267,500	353,400	414,000	483,700
	7	271,300	356,500	416,100	485,900
	8	275,100	359,300	418,000	488,100
	9	278,700	361,700	420,200	490,100
	10	282,800	364,300	422,900	492,200
	11	286,800	367,000	425,500	494,300
	12	290,800	369,800	428,200	496,400
	13	294,500	372,700	430,600	498,500
	14	298,500	376,200	433,100	500,600
	15	302,400	379,200	435,500	502,700
	16	306,200	382,800	438,000	504,800
	17	309,800	386,200	440,000	506,900
	18	313,300	388,900	442,400	508,900
	19	316,800	391,400	444,700	510,900
	20	320,300	394,000	447,100	512,900
	21	323,900	396,700	448,600	514,700
	22	327,600	398,900	451,000	516,500
	23	331,000	400,800	453,300	518,400
	24	334,300	402,400	455,600	520,300
	25	337,800	404,400	457,600	522,000
	26	340,300	406,700	459,900	523,800
	27	342,900	409,000	462,100	525,600
	28	345,300	411,300	464,400	527,400
	29	347,700	413,600	466,500	529,000
	30	349,500	415,700	468,800	530,800
	31	351,300	417,700	471,200	532,700
	32	353,300	419,800	473,400	534,500
	33	355,500	421,700	475,400	536,100
	34	357,800	423,500	477,500	537,900
	35	359,900	425,300	479,600	539,600
	36	362,200	427,300	481,700	541,400
	37	364,300	429,200	483,800	543,000
	38	366,700	431,200	485,600	544,600
	39	368,900	433,100	487,400	546,000
	40	370,900	435,100	489,200	547,600

再任 用職 員以 外の 職員	41	373,100	436,900	490,900	549,100
	42	374,100	438,700	492,700	550,500
	43	374,900	440,400	494,500	551,900
	44	375,600	442,200	496,300	553,200
	45	376,800	444,000	497,900	554,400
	46	378,200	445,800	499,600	555,400
	47	379,700	447,600	501,400	556,400
	48	381,200	449,300	503,200	557,400
	49	382,300	451,100	504,800	558,400
	50	383,300	452,800	506,100	559,300
	51	384,300	454,600	507,400	560,200
	52	385,100	456,400	508,700	561,100
	53	386,000	458,300	509,700	561,900
	54	386,900	459,500	511,000	562,800
	55	387,600	460,700	512,300	563,700
	56	388,500	461,900	513,600	564,600
	57	389,200	463,100	514,600	565,500
	58	390,100	464,100	515,400	566,400
	59	390,900	465,100	516,200	567,300
	60	391,700	466,100	517,000	568,000
	61	392,200	466,900	517,900	568,900
	62	392,700	467,600	518,700	569,800
	63	393,100	468,300	519,600	570,700
	64	393,600	469,000	520,400	571,600
	65	393,900	469,800	521,300	572,500
	66		470,500	522,200	
	67		471,200	522,900	
	68		471,800	523,800	
	69		472,100	524,700	
	70		472,800	525,500	
	71		473,500	526,400	
	72		474,200	527,300	
	73		474,600	528,100	
74		475,200	529,000		
75		475,900	529,900		
76		476,600	530,600		
77		477,000	531,400		
78		477,600	532,400		
79		478,200	533,300		
80		478,700	534,200		
81		479,300	535,000		
82		479,800	535,900		
83		480,300	536,800		
84		480,800	537,700		
85		481,200	538,500		
86		481,800	539,400		
87		482,200	540,300		
88		482,700	541,200		

	89		483,200	542,000	
	90		483,800		
	91		484,400		
	92		484,800		
	93		485,300		
	94		485,900		
	95		486,500		
	96		487,100		
	97		487,600		
再任用職員		296,700	339,100	393,600	466,700

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,300	191,800	227,200	252,800	282,600	327,500	371,700
	2	156,800	193,400	228,800	253,900	284,500	329,500	374,400
	3	158,200	195,000	230,400	255,100	286,600	331,700	377,000
	4	159,600	196,600	232,000	256,400	288,600	333,900	379,700
	5	160,800	198,100	233,400	257,600	290,700	335,700	382,100
	6	162,600	199,600	235,000	258,800	292,800	337,900	384,800
	7	164,300	201,200	236,500	259,900	294,700	339,900	387,400
	8	165,900	202,700	238,100	260,900	296,700	342,100	390,100
	9	167,500	204,300	239,000	262,200	298,500	343,900	392,200
	10	169,200	206,000	240,400	262,900	300,400	346,100	394,500
	11	170,800	207,600	241,800	263,800	302,000	348,200	396,700
	12	172,600	209,300	242,900	264,600	303,600	350,300	398,900
	13	174,000	210,700	244,400	265,700	305,600	351,800	401,000
	14	175,800	212,300	245,700	266,800	307,500	353,800	403,000
	15	177,700	213,900	246,900	268,000	309,600	355,700	405,000
	16	179,500	215,500	248,200	269,100	311,600	357,700	407,200
	17	181,400	216,900	249,000	270,600	313,600	359,500	409,000
	18	182,900	218,500	250,200	272,300	315,600	361,500	411,000
	19	184,700	220,300	251,300	274,000	317,700	363,500	412,900
	20	186,500	222,000	252,400	275,700	319,800	365,500	415,000
	21	188,000	223,300	253,800	277,400	321,600	367,300	416,800
	22	189,500	224,800	254,600	279,100	323,600	369,300	418,400
	23	191,000	226,200	255,500	280,800	325,400	371,400	420,000
	24	192,500	227,700	256,400	282,500	327,400	373,500	421,500
	25	194,100	228,900	257,400	284,200	329,100	374,900	423,000
	26	195,400	230,300	258,500	285,900	331,000	376,700	424,300
	27	196,900	231,600	259,600	287,700	333,000	378,500	425,600
	28	198,300	232,800	260,800	289,300	335,000	380,200	426,900
	29	199,800	234,000	262,200	290,700	336,300	382,000	428,200
	30	201,000	235,300	263,800	292,300	338,100	383,500	429,400
	31	202,300	236,800	265,400	293,900	339,800	385,100	430,600
	32	203,600	238,100	266,900	295,600	341,600	386,800	431,700
	33	205,000	239,100	268,200	297,300	343,300	388,100	432,900
	34	206,400	240,400	269,900	299,000	345,200	389,400	434,100
	35	207,700	241,300	271,500	300,800	347,100	390,700	435,300
	36	209,100	242,500	273,100	302,600	348,900	391,900	436,500
	37	210,200	243,800	274,500	303,900	350,700	393,000	437,800
	38	211,500	244,900	276,000	305,600	352,400	394,200	438,600
	39	212,800	246,000	277,600	307,100	354,000	395,300	439,000
	40	214,100	247,100	279,000	308,700	355,700	396,400	439,700

再任 用職 員以 外の 職員	41	215,200	248,200	280,200	310,400	356,900	397,200	440,200
	42	216,400	249,100	281,600	312,100	358,000	398,000	440,600
	43	217,600	250,000	283,200	313,700	359,200	398,800	441,000
	44	218,800	250,800	284,700	315,400	360,400	399,600	441,400
	45	220,000	251,900	286,200	316,300	361,600	400,000	441,800
	46	221,100	253,200	287,900	317,700	362,400	400,600	442,200
	47	222,100	254,500	289,600	319,200	363,600	401,100	442,600
	48	223,100	255,700	291,200	320,800	364,700	401,500	442,900
	49	224,000	257,200	292,400	322,200	365,700	401,900	443,200
	50	224,900	258,600	294,000	323,500	366,700	402,200	443,600
	51	225,800	259,800	295,300	324,700	367,700	402,500	443,900
	52	226,700	261,000	296,900	326,000	368,700	402,800	444,200
	53	227,000	262,000	298,200	327,100	369,500	403,100	444,500
	54	227,800	263,300	299,700	328,100	370,300	403,400	
	55	228,400	264,600	301,100	329,200	371,200	403,700	
	56	229,200	265,700	302,600	330,200	372,100	404,000	
	57	229,900	266,500	303,600	330,700	372,600	404,300	
	58	230,600	267,700	304,800	331,600	373,400	404,600	
	59	231,200	268,900	306,000	332,400	374,200	404,900	
	60	231,800	270,000	307,400	333,300	375,000	405,300	
	61	232,500	270,900	308,700	334,100	375,400	405,500	
	62	233,100	272,000	309,900	334,400	376,100	405,800	
	63	233,700	273,100	311,200	335,000	376,800	406,100	
	64	234,400	274,200	312,400	335,700	377,500	406,400	
	65	235,000	275,000	313,800	336,300	377,900	406,600	
	66	235,700	276,100	314,600	337,000	378,500	407,000	
	67	236,400	277,000	315,400	337,700	379,200	407,300	
	68	237,100	278,100	316,200	338,400	379,800	407,600	
	69	237,700	279,100	316,800	339,100	380,200	407,800	
	70	238,300	280,100	317,500	339,600	380,700	408,100	
	71	238,900	281,200	318,200	340,200	381,200	408,400	
	72	239,400	282,400	318,800	340,800	381,700	408,700	
	73	240,000	283,000	319,500	341,100	382,300	408,900	
	74	240,700	283,700	319,700	341,700	382,800		
	75	241,400	284,200	320,300	342,200	383,400		
	76	241,900	285,000	320,900	342,800	384,000		
	77	242,300	285,800	321,500	343,300	384,500		
	78	242,800	286,400	322,000	343,800	385,000		
	79	243,300	287,000	322,500	344,400	385,500		
	80	243,600	287,600	323,000	344,800	386,000		
	81	243,900	288,300	323,600	345,100	386,300		
	82	244,200	288,800	324,100	345,400	386,800		
	83	244,500	289,200	324,500	345,800	387,200		
	84	244,800	289,600	325,000	346,100	387,600		
	85	245,100	289,800	325,500	346,600	388,000		
	86		290,000	325,900	346,900	388,500		
	87		290,200	326,100	347,200	388,900		
	88		290,400	326,500	347,500	389,300		

89		290,800	326,900	347,900	389,700		
90		291,000	327,300	348,200	390,200		
91		291,200	327,700	348,600	390,600		
92		291,400	328,100	348,900	391,000		
93		291,800	328,400	349,300	391,400		
94		292,000	328,600	349,600	391,900		
95		292,200	329,000	349,900	392,300		
96		292,500	329,300	350,200	392,700		
97		292,900	329,500	350,500	393,100		
98		293,200	329,800	350,900			
99		293,400	330,100	351,300			
100		293,700	330,400	351,700			
101		294,000	330,600	352,200			
102		294,200	330,900	352,600			
103		294,400	331,300	353,000			
104		294,700	331,500	353,400			
105		295,000	331,700	353,900			
106			331,900				
107			332,300				
108			332,500				
109			332,700				
110			333,100				
111			333,500				
112			333,900				
113			334,100				
再任用職員	189,000	215,600	243,900	257,300	282,600	323,300	365,600

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	154,500	180,200	232,700	276,600	324,800	359,500
	2	155,500	182,500	234,900	278,400	326,800	361,700
	3	156,800	185,000	236,900	280,200	328,800	363,800
	4	157,800	187,300	239,000	282,100	330,800	366,200
	5	158,800	189,700	241,000	283,400	333,000	368,100
	6	160,100	192,200	243,000	285,300	334,500	371,100
	7	161,400	194,600	245,100	287,100	336,100	374,100
	8	162,700	197,200	247,200	288,900	337,500	376,900
	9	163,800	199,500	249,400	290,000	338,700	379,500
	10	165,300	201,900	251,300	292,400	340,600	382,200
	11	167,000	204,300	253,200	294,600	342,600	384,700
	12	168,600	206,800	255,000	296,700	344,900	386,900
	13	169,900	209,100	256,600	298,900	346,700	389,600
	14	171,400	211,600	258,500	301,400	348,900	392,300
	15	173,000	214,200	260,300	303,600	351,000	395,100
	16	174,600	216,700	262,200	305,900	353,300	397,800
	17	176,000	219,000	263,800	308,100	355,600	400,600
	18	177,700	221,500	265,700	310,300	358,000	402,600
	19	179,400	224,100	267,600	312,400	360,200	404,600
	20	181,100	226,700	269,500	314,300	362,500	406,600
	21	182,700	228,900	271,000	316,300	364,700	408,200
	22	184,700	230,500	272,600	317,200	366,700	410,100
	23	186,600	232,100	274,100	318,200	368,300	411,900
	24	188,500	233,700	275,500	319,200	369,800	413,900
	25	190,200	235,200	276,800	320,200	371,900	415,400
	26	191,800	236,600	278,400	321,400	374,300	416,900
	27	193,600	238,100	279,800	322,500	376,700	418,600
	28	195,400	239,300	281,200	323,900	379,000	420,300
	29	196,900	240,900	282,500	325,100	381,000	421,300
	30	198,800	241,600	283,700	326,500	383,100	422,900
	31	200,800	242,700	285,100	328,000	385,300	424,400
	32	202,800	243,800	286,200	329,600	387,400	426,000
	33	204,600	245,000	286,900	331,100	389,100	427,500
	34	206,200	245,900	288,300	332,400	390,700	428,800
	35	208,100	246,700	289,300	333,500	392,300	430,100
	36	209,800	247,600	290,400	335,000	394,100	431,300
	37	211,200	248,300	291,300	336,400	395,600	432,500
	38	212,800	249,000	292,200	337,700	397,000	433,500
	39	214,300	249,800	293,000	339,100	398,500	434,500
	40	215,900	250,700	293,800	340,300	400,000	435,500

再任用職員以外の職員	41	217,300	251,600	294,600	341,200	400,500	435,900
	42	218,800	252,500	295,200	342,300	401,800	436,500
	43	220,500	253,300	295,800	343,500	403,000	437,200
	44	222,100	254,200	296,300	344,900	404,400	437,900
	45	223,500	254,900	297,100	346,300	405,800	438,500
	46	224,700	255,800	298,200	347,700	407,300	438,800
	47	225,900	256,600	299,100	349,100	408,700	439,400
	48	227,200	257,300	300,200	350,500	410,000	439,900
	49	228,600	257,700	301,600	351,300	411,300	440,200
	50	229,800	258,200	302,500	352,700	412,200	440,900
	51	230,700	258,700	303,400	354,000	413,100	441,600
	52	231,800	259,000	304,200	355,400	414,000	442,300
	53	233,100	259,200	305,000	356,700	414,200	442,900
	54	234,300	259,500	305,800	358,100	414,600	443,600
	55	235,500	259,800	306,800	359,400	415,100	444,300
	56	236,700	260,400	307,500	360,800	415,600	444,900
	57	237,800	260,700	308,600	361,400	416,000	445,300
	58	239,000	261,000	309,500	362,600	416,200	446,000
	59	240,200	261,300	310,500	363,700	416,800	446,700
	60	241,400	261,600	311,400	365,000	417,200	447,400
	61	242,500	261,900	312,000	366,100	417,500	447,800
	62	243,600	262,200	312,600	366,700	418,100	448,100
	63	244,500	262,500	313,200	367,200	418,700	448,400
	64	245,500	262,800	313,800	367,800	419,300	448,700
	65	246,100	263,100	314,100	368,200	419,900	448,900
	66	246,900	263,400	314,800	368,700	420,500	449,200
	67	247,700	263,600	315,300	369,200	421,000	449,500
	68	248,500	263,900	315,900	369,700	421,600	449,800
	69	249,200	264,200	316,600	369,900	422,200	450,000
	70	249,800			370,200	422,700	450,300
	71	250,400			370,600	423,300	450,600
	72	251,200			370,900	423,900	450,800
	73	252,000			371,400	424,400	451,000
	74	252,300			371,600	425,000	
	75	252,600			372,100	425,500	
	76	252,900			372,500	426,100	
	77	253,200			372,800	426,600	
	78	253,500			373,300	427,200	
	79	253,800			373,800	427,900	
	80	254,100			374,300	428,500	
	81	254,400			374,800	428,800	
	82	254,700			375,200	429,400	
	83	254,900			375,700	430,100	
	84	255,200			376,200	430,700	
	85	255,500			376,600	431,100	
	86				377,100	431,600	
	87				377,500	432,300	
	88				378,000	433,000	

	89				378,500	433,200	
	90				379,000		
	91				379,500		
	92				380,000		
	93				380,300		
	94				380,700		
	95				381,200		
	96				381,600		
	97				382,100		
	98				382,400		
	99				382,900		
	100				383,300		
	101				383,900		
	102				384,200		
	103				384,700		
	104				385,100		
	105				385,700		
再任用職員		215,400	220,700	250,700	280,100	320,900	349,800

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

公安職給料表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,800	190,500	215,400	255,300	296,800	321,800	348,200	382,500	423,500
	2	176,500	192,200	217,400	257,100	298,600	324,000	350,400	384,700	425,300
	3	178,300	194,000	219,500	258,900	300,400	326,100	352,700	386,600	427,200
	4	180,000	195,800	221,500	260,700	302,400	328,100	354,900	388,700	429,100
	5	181,400	197,600	223,500	262,400	304,100	330,200	356,900	390,400	430,500
	6	183,300	199,700	225,300	264,200	306,000	332,000	359,000	392,400	432,200
	7	185,100	201,900	227,300	265,800	308,000	333,700	361,200	394,200	433,800
	8	187,000	204,100	229,200	267,500	310,100	335,300	363,400	396,000	435,300
	9	188,600	206,100	231,300	268,600	311,900	337,000	365,100	397,700	436,900
	10	190,300	208,400	233,100	270,100	314,100	339,300	367,300	399,700	438,600
	11	192,000	210,900	234,900	271,400	316,200	341,500	369,300	401,700	440,200
	12	193,700	213,200	236,700	272,600	318,200	343,800	371,500	403,800	441,800
	13	195,400	215,200	238,500	273,900	320,200	345,900	373,300	405,500	442,900
	14	197,400	217,000	240,400	275,200	322,100	348,000	375,400	407,700	444,500
	15	199,400	218,800	242,300	276,200	323,700	350,200	377,400	409,700	446,300
	16	201,400	220,700	244,200	277,400	325,300	352,300	379,500	411,800	448,100
	17	203,500	222,600	245,700	278,100	327,000	354,300	381,100	413,500	449,700
	18	205,600	224,300	247,500	279,500	329,300	356,300	383,100	415,200	451,500
	19	207,900	226,200	249,300	280,800	331,400	358,300	385,000	416,900	453,300
	20	210,200	228,000	251,100	282,200	333,700	360,400	387,000	418,500	455,000
	21	212,300	229,700	252,700	283,500	335,600	362,100	388,700	420,200	456,600
	22	214,100	231,500	254,000	284,500	337,600	364,100	390,800	421,800	458,300
	23	215,800	233,300	255,200	285,800	339,700	365,900	392,900	423,200	459,900
	24	217,600	235,100	256,500	287,000	341,700	368,000	394,900	424,700	461,700
	25	219,600	236,700	257,700	288,000	343,600	369,700	396,600	426,000	463,200
	26	221,300	238,400	258,900	289,600	345,800	371,700	398,600	427,400	464,600
	27	223,100	240,100	260,200	291,300	347,700	373,700	400,700	428,900	466,100
	28	224,800	241,700	261,300	292,900	349,700	375,700	402,800	430,500	467,400
	29	226,700	242,900	262,200	294,800	351,500	377,500	404,300	431,800	468,600
	30	228,500	244,700	263,200	296,700	353,600	379,600	406,100	433,500	469,300
	31	230,300	246,500	264,400	298,400	355,400	381,700	407,900	435,200	470,100
	32	232,100	248,300	265,400	300,200	357,500	383,700	409,600	436,800	470,800
	33	233,700	249,700	265,900	301,800	358,900	385,600	411,300	438,200	471,300
	34	235,400	251,200	267,100	303,500	360,900	387,700	412,800	439,900	472,100
	35	237,100	252,500	268,100	305,300	362,800	389,800	414,400	441,600	472,800
	36	238,800	253,900	269,100	307,000	364,900	391,700	415,900	443,200	473,400
	37	240,000	255,100	269,900	308,700	366,800	393,400	417,200	444,600	473,700
	38	241,800	256,400	270,800	310,300	368,900	394,900	418,700	445,300	474,300
	39	243,600	257,600	271,800	312,100	370,900	396,200	420,200	446,000	474,800
	40	245,400	258,600	272,600	313,600	372,900	397,600	421,700	446,700	475,300

	41	246,800	259,600	273,600	315,000	374,900	398,800	423,200	447,100	475,800
	42	248,200	260,700	274,700	316,500	377,000	399,900	424,500	447,700	476,200
	43	249,500	261,700	275,700	318,200	379,100	400,900	425,800	448,400	476,600
	44	250,700	262,700	276,500	319,900	381,100	401,900	427,000	449,000	477,000
	45	251,800	263,300	277,600	321,600	382,800	403,100	428,000	449,800	477,300
	46	252,900	264,400	279,000	323,500	384,500	404,300	428,700	450,500	477,700
	47	253,900	265,300	280,300	325,400	386,100	405,400	429,500	451,000	478,100
	48	254,700	266,400	281,800	327,200	387,800	406,600	430,300	451,500	478,500
	49	255,400	267,200	283,500	328,600	389,200	408,000	430,800	452,000	478,800
	50	256,300	268,200	285,200	330,200	390,200	408,800	431,200	452,300	
	51	257,400	269,200	286,700	331,600	391,200	409,600	431,600	452,600	
	52	258,400	270,100	288,100	333,300	392,200	410,300	431,900	453,000	
	53	258,900	271,100	289,500	334,800	393,500	410,800	432,200	453,400	
	54	260,100	271,800	291,100	336,500	394,600	411,500	432,600	453,600	
	55	260,900	272,800	292,700	338,100	395,700	412,200	432,900	453,900	
	56	262,000	273,700	294,200	339,900	396,900	412,800	433,200	454,100	
	57	262,900	274,700	295,600	340,800	398,200	413,500	433,500	454,500	
	58	263,700	276,200	297,200	342,500	399,000	413,900	433,800	454,700	
	59	264,500	277,400	298,900	344,100	399,800	414,500	434,100	454,900	
	60	265,300	278,800	300,500	345,800	400,500	415,100	434,400	455,100	
	61	266,100	280,300	301,900	347,400	401,000	415,500	434,700	455,500	
	62	266,700	282,000	303,500	349,100	401,700	416,100	435,000	455,700	
	63	267,500	283,300	305,100	350,800	402,400	416,600	435,300	455,900	
	64	268,100	284,800	306,600	352,500	403,100	417,100	435,600	456,100	
	65	269,200	286,100	307,900	354,100	403,400	417,600	435,900	456,500	
	66	270,400	287,300	309,600	355,700	404,100	418,200	436,200		
	67	271,400	288,700	311,000	357,300	404,800	418,600	436,500		
	68	272,300	289,900	312,700	358,900	405,400	419,100	436,800		
	69	273,400	291,400	314,100	360,100	405,800	419,500	437,000		
	70	274,800	292,800	315,500	361,500	406,300	419,800	437,300		
	71	276,000	294,300	316,800	362,800	407,000	420,100	437,600		
	72	277,300	295,600	318,300	364,200	407,500	420,400	437,900		
	73	278,300	296,800	319,000	365,400	408,000	420,700	438,100		
	74	279,500	298,100	320,600	366,600	408,400	421,000	438,400		
	75	280,800	299,400	322,100	367,900	408,900	421,300	438,700		
	76	281,900	300,700	323,800	369,200	409,400	421,600	439,000		
	77	283,000	301,600	325,600	370,500	409,900	421,800	439,200		
	78	284,200	303,100	327,300	371,700	410,400	422,100	439,500		
	79	285,300	304,300	328,900	372,900	411,000	422,400	439,800		
	80	286,000	305,800	330,500	374,100	411,500	422,700	440,100		
	81	287,100	307,100	332,200	375,300	411,900	422,900	440,300		
	82	288,200	308,500	333,900	376,500	412,500	423,200	440,600		
	83	289,300	309,600	335,500	377,600	413,000	423,500	440,900		
	84	290,400	311,000	337,200	378,800	413,200	423,700	441,200		
	85	291,500	311,900	338,600	379,900	413,500	423,900	441,400		
	86	292,700	313,400	340,100	380,500	414,000	424,200			
	87	293,600	314,700	341,600	381,000	414,300	424,500			
	88	294,800	316,200	343,100	381,600	414,600	424,700			

再任職員以外の職員

89	295,800	317,700	344,500	382,200	414,900	424,900
90	297,000	319,200	345,700	382,800	415,300	425,200
91	298,100	320,600	347,000	383,400	415,700	425,500
92	299,300	322,100	348,300	384,000	416,100	425,700
93	299,800	323,400	349,700	384,300	416,400	425,900
94	301,100	324,700	351,200	384,800	416,800	
95	302,200	326,100	352,700	385,400	417,200	
96	303,500	327,400	354,200	385,900	417,600	
97	304,600	328,600	355,500	386,300	417,900	
98	305,800	329,900	356,700	386,700		
99	307,000	331,200	357,800	387,300		
100	308,200	332,500	359,000	387,800		
101	309,400	333,900	360,100	388,200		
102	310,400	334,800	361,200	388,700		
103	311,500	335,900	362,300	389,300		
104	312,500	337,100	363,500	389,800		
105	313,300	338,200	364,700	390,100		
106	313,900	339,300	365,200	390,500		
107	314,500	340,300	365,800	391,000		
108	315,200	341,400	366,400	391,300		
109	315,700	342,600	367,000	391,600		
110	316,200	343,600	367,500	392,100		
111	316,700	344,700	368,000	392,600		
112	317,300	345,600	368,500	393,100		
113	318,100	346,500	368,900	393,400		
114	318,800	347,400	369,300	393,900		
115	319,500	348,400	369,900	394,400		
116	320,200	349,400	370,400	394,900		
117	320,800	350,400	370,800	395,200		
118	321,600	350,900	371,300	395,700		
119	322,300	351,500	371,900	396,200		
120	323,100	352,100	372,400	396,700		
121	323,700	352,400	372,600	397,100		
122	324,000	352,800	373,100	397,600		
123	324,500	353,300	373,600	398,000		
124	325,000	353,700	374,000	398,500		
125	325,300	354,100	374,500	398,900		
126		354,500	375,000	399,400		
127		355,000	375,500	399,800		
128		355,400	376,000	400,300		
129		355,800	376,300	400,700		
130		356,200	376,800			
131		356,600	377,300			
132		357,000	377,800			
133		357,200	378,100			
134		357,700	378,600			
135		358,100	379,000			
136		358,400	379,400			

	137		358,700	379,700						
	138		359,100	380,200						
	139		359,600	380,700						
	140		360,100	381,200						
	141		360,400	381,500						
	142		360,900							
	143		361,400							
	144		361,900							
	145		362,200							
再任用職員		241,900	253,600	257,700	289,100	305,600	319,700	343,300	378,500	410,200

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表
イ 教育職給料表(一)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,700	207,700	267,900	332,700	417,600
	2	166,200	209,400	270,300	334,900	419,400
	3	167,700	211,000	272,600	337,000	421,200
	4	169,200	212,700	274,800	339,000	422,900
	5	170,800	214,500	277,200	341,100	424,400
	6	172,700	216,100	279,500	342,900	425,900
	7	174,500	217,800	281,800	344,800	427,800
	8	176,300	219,500	283,900	346,400	429,700
	9	178,000	221,300	286,000	348,100	431,500
	10	180,100	223,200	288,300	350,200	433,300
	11	182,100	225,100	290,600	352,300	435,200
	12	184,000	227,000	292,700	354,400	437,000
	13	185,900	228,500	295,100	356,500	438,700
	14	188,000	230,500	296,900	358,500	440,600
	15	190,100	232,500	298,800	360,500	442,400
	16	192,200	234,500	300,500	362,500	444,300
	17	194,400	236,300	302,300	364,100	446,000
	18	196,700	239,000	304,600	366,000	447,800
	19	199,200	241,700	306,800	367,800	449,600
	20	201,500	244,400	309,200	369,800	451,400
	21	203,900	247,000	311,400	371,400	453,000
	22	205,500	249,800	313,800	373,300	454,700
	23	207,200	252,400	316,000	375,100	456,600
	24	208,900	255,100	318,600	377,000	458,300
	25	210,400	257,400	321,000	378,300	460,000
	26	211,900	259,800	323,300	380,100	461,600
	27	213,600	262,300	325,500	381,900	463,200
	28	215,200	264,500	327,600	383,800	464,700
	29	216,700	267,000	329,700	385,600	466,200
	30	218,400	269,300	331,300	387,500	467,500
	31	220,200	271,500	332,900	389,400	468,800
	32	221,900	273,600	334,500	391,400	470,200
	33	223,300	275,700	336,300	393,100	471,400
	34	225,100	277,900	338,400	394,800	472,100
	35	226,900	280,000	340,500	396,400	472,800
	36	228,600	282,000	342,500	398,200	473,500
	37	230,100	284,300	344,700	399,400	474,100
	38	231,900	286,000	346,800	400,900	
	39	233,700	287,900	349,000	402,300	
	40	235,500	289,700	351,100	403,700	

41	237,200	291,100	353,000	405,400
42	238,900	293,200	355,100	406,800
43	240,500	295,200	357,000	408,200
44	242,100	297,400	359,100	409,700
45	243,300	299,400	360,900	411,300
46	244,600	301,800	362,900	412,600
47	245,900	304,000	364,800	414,100
48	247,000	306,600	366,800	415,700
49	248,300	308,800	368,400	417,400
50	249,700	311,200	370,200	418,800
51	250,900	313,500	372,100	420,400
52	252,300	315,700	374,100	421,900
53	253,400	317,800	375,900	423,600
54	254,600	319,600	377,700	425,100
55	255,900	321,200	379,500	426,700
56	256,900	322,800	381,200	428,300
57	258,200	324,700	382,700	429,800
58	258,900	326,800	384,300	431,300
59	260,000	328,900	386,000	432,500
60	261,000	330,900	387,700	433,700
61	262,100	333,000	388,900	434,900
62	263,000	335,100	390,300	436,200
63	264,100	337,300	391,700	437,500
64	264,900	339,500	393,000	438,700
65	266,200	341,200	394,400	439,900
66	267,600	343,400	395,600	441,100
67	269,000	345,500	397,000	442,300
68	270,600	347,700	398,400	443,500
69	271,900	349,500	399,700	444,700
70	273,200	351,400	401,000	445,900
71	274,500	353,400	402,400	447,100
72	275,800	355,400	403,700	448,300
73	276,800	357,000	405,000	449,400
74	278,000	358,900	406,400	450,000
75	279,300	360,700	407,900	450,500
76	280,300	362,600	409,200	451,000
77	281,200	364,400	410,400	451,500
78	282,300	366,100	411,600	
79	283,300	367,800	412,900	
80	284,300	369,400	414,300	
81	285,400	370,900	415,600	
82	286,600	372,400	416,800	
83	287,800	373,900	417,800	
84	289,000	375,300	419,000	
85	290,000	376,400	420,200	
86	291,100	377,800	421,400	
87	292,100	379,200	422,600	
88	293,300	380,500	423,600	

再任
用職
員以
外の
職員

89	294,400	381,800	424,700
90	295,500	383,100	425,700
91	296,700	384,300	426,700
92	297,900	385,600	427,700
93	298,400	386,900	428,600
94	299,400	388,000	429,400
95	300,500	389,300	430,200
96	301,700	390,500	431,000
97	302,700	391,900	431,800
98	303,800	392,900	432,200
99	304,800	394,000	432,600
100	305,900	395,000	433,000
101	306,800	395,900	433,400
102	307,900	396,900	433,700
103	309,000	398,000	434,000
104	310,000	399,100	434,300
105	310,600	399,800	434,600
106	311,500	400,700	434,900
107	312,300	401,600	435,200
108	313,100	402,500	435,400
109	314,000	403,300	435,600
110	314,400	404,200	435,900
111	314,800	405,000	436,200
112	315,300	405,800	436,400
113	315,900	406,400	436,600
114	316,300	407,200	436,900
115	316,800	407,900	437,200
116	317,300	408,600	437,400
117	317,900	409,200	437,600
118	318,400	409,700	
119	318,800	410,100	
120	319,300	410,500	
121	319,800	410,900	
122	320,200	411,200	
123	320,700	411,500	
124	321,200	411,700	
125	321,800	411,900	
126	322,100	412,200	
127	322,400	412,500	
128	322,700	412,700	
129	322,900	412,900	
130	323,200	413,200	
131	323,500	413,500	
132	323,800	413,700	
133	324,000	413,900	
134	324,200	414,200	
135	324,400	414,500	
136	324,700	414,700	

	137	325,000	414,900			
	138	325,200	415,200			
	139	325,500	415,500			
	140	325,800	415,700			
	141	326,000	415,900			
	142	326,200	416,200			
	143	326,500	416,500			
	144	326,700	416,700			
	145	327,000	416,900			
	146	327,200	417,200			
	147	327,500	417,500			
	148	327,800	417,700			
	149	328,000	417,900			
	150	328,200	418,200			
	151	328,500	418,500			
	152	328,800	418,700			
	153	329,000	418,900			
再任用職員		234,400	274,700	303,500	331,600	415,900

備考(一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,700	180,500	267,900	296,500	407,400
	2	166,200	182,600	270,300	299,100	408,900
	3	167,700	184,700	272,600	301,900	410,400
	4	169,200	186,900	274,800	304,300	411,900
	5	170,800	188,900	277,200	306,800	413,300
	6	172,700	190,900	279,500	308,900	414,700
	7	174,500	193,000	281,800	311,200	416,200
	8	176,300	195,100	283,900	313,300	417,800
	9	178,000	197,300	286,000	315,400	419,200
	10	180,100	199,900	288,300	317,700	420,600
	11	182,100	202,500	290,600	320,100	422,000
	12	184,000	205,100	292,700	322,600	423,300
	13	185,900	207,700	295,100	325,000	424,600
	14	188,000	209,400	296,900	326,900	426,000
	15	190,100	211,000	298,800	328,800	427,400
	16	192,200	212,700	300,500	330,900	428,800
	17	194,400	214,500	302,300	332,700	430,000
	18	196,700	216,100	304,600	334,900	431,300
	19	199,200	217,800	306,800	337,000	432,500
	20	201,500	219,500	309,200	339,000	433,800
	21	203,900	221,300	311,400	341,100	434,900
	22	205,500	223,200	313,800	342,900	436,100
	23	207,200	225,100	316,000	344,800	437,400
	24	208,900	227,000	318,600	346,400	438,700
	25	210,400	228,500	321,000	348,100	440,000
	26	211,800	230,500	323,300	349,900	441,200
	27	213,400	232,500	325,500	351,800	442,200
	28	214,900	234,500	327,600	353,700	443,300
	29	216,600	236,300	329,700	355,500	444,500
	30	218,300	239,000	331,300	357,300	445,300
	31	220,100	241,700	332,900	359,000	446,100
	32	221,800	244,400	334,500	360,900	447,000
	33	223,100	247,000	336,300	362,200	447,900
	34	224,800	249,800	338,400	363,900	448,400
	35	226,500	252,400	340,500	365,400	448,900
	36	228,100	255,100	342,500	367,200	449,400
	37	229,500	257,400	344,600	369,100	449,900
	38	231,200	259,800	346,500	370,600	
	39	232,900	262,300	348,500	371,900	
	40	234,600	264,500	350,400	373,500	

	41	236,200	267,000	351,900	374,600
	42	237,900	269,300	353,700	376,000
	43	239,500	271,500	355,300	377,400
	44	241,100	273,600	357,000	378,900
	45	242,700	275,700	358,800	380,300
	46	244,200	277,900	360,500	381,900
	47	245,500	280,000	361,800	383,500
	48	246,800	282,000	363,400	385,000
	49	247,900	284,300	364,600	386,400
	50	249,200	286,000	366,100	387,900
	51	250,600	287,900	367,700	389,400
	52	251,700	289,700	369,300	390,800
	53	252,800	291,100	370,700	392,000
	54	254,200	293,200	372,200	393,300
	55	255,200	295,200	373,700	394,400
	56	256,200	297,400	375,200	395,500
	57	257,400	299,400	376,700	396,900
	58	258,400	301,800	378,100	398,100
	59	259,500	304,000	379,500	399,300
	60	260,500	306,600	380,800	400,600
	61	261,700	308,800	381,700	401,800
	62	262,400	311,200	382,900	402,800
	63	263,300	313,500	384,100	404,200
	64	263,900	315,700	385,200	405,500
	65	264,900	317,800	386,100	406,700
	66	266,300	319,600	387,300	407,900
	67	267,400	321,200	388,300	409,100
	68	268,700	322,800	389,400	410,200
	69	270,200	324,700	390,600	411,200
	70	271,700	326,800	391,600	412,400
	71	273,000	328,900	392,700	413,600
	72	274,400	330,900	393,900	414,800
	73	275,200	333,000	394,900	415,400
	74	276,200	335,100	396,000	416,200
	75	277,400	337,300	397,100	416,900
	76	278,400	339,500	398,200	417,400
	77	279,600	341,200	399,100	417,700
	78	280,600	343,100	400,000	418,100
	79	281,900	344,900	401,000	418,500
再任用職員以外の職員	80	282,800	346,700	402,000	418,900
	81	284,000	348,500	402,800	419,200
	82	284,800	350,300	403,600	419,600
	83	285,800	351,700	404,300	420,000
	84	286,800	353,500	405,100	420,300
	85	287,700	354,700	405,800	420,600
	86	288,600	356,300	406,600	421,000
	87	289,300	357,800	407,400	421,400
	88	290,300	359,300	408,100	421,700

89	291,300	360,600	408,700	422,000
90	292,200	361,900	409,400	422,300
91	293,100	363,300	409,900	422,600
92	293,900	364,700	410,600	422,800
93	294,200	366,200	411,000	423,000
94	294,900	367,500	411,400	
95	295,600	368,800	411,700	
96	296,400	370,000	412,000	
97	297,200	371,000	412,300	
98	298,000	372,000	412,600	
99	298,800	373,000	412,900	
100	299,500	374,000	413,100	
101	300,400	374,900	413,300	
102	300,900	375,900	413,600	
103	301,400	376,900	413,900	
104	301,900	377,900	414,100	
105	302,100	378,700	414,300	
106	302,500	379,600	414,600	
107	302,800	380,500	414,900	
108	303,000	381,500	415,100	
109	303,200	382,300	415,300	
110	303,400	383,300	415,600	
111	303,700	384,300	415,900	
112	304,000	385,300	416,100	
113	304,200	385,900	416,300	
114	304,400	386,800	416,600	
115	304,600	387,700	416,900	
116	304,900	388,600	417,100	
117	305,200	389,400	417,300	
118	305,500	390,100		
119	305,800	390,900		
120	306,100	391,700		
121	306,300	392,300		
122	306,500	393,100		
123	306,700	393,800		
124	307,000	394,500		
125	307,300	395,100		
126		395,800		
127		396,300		
128		396,900		
129		397,600		
130		398,200		
131		398,700		
132		399,200		
133		399,500		
134		399,800		
135		400,100		
136		400,400		

	137		400,700			
	138		401,000			
	139		401,300			
	140		401,600			
	141		401,900			
	142		402,200			
	143		402,500			
	144		402,800			
	145		403,000			
	146		403,300			
	147		403,600			
	148		403,800			
	149		404,000			
	150		404,300			
	151		404,600			
	152		404,800			
	153		405,000			
	154		405,300			
	155		405,600			
	156		405,800			
	157		406,000			
	158		406,300			
	159		406,600			
	160		406,800			
	161		407,100			
	162		407,400			
	163		407,700			
	164		407,900			
	165		408,100			
再任用職員		225,600	271,500	298,600	324,900	405,800

備考(一) この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

号	給	給 料 月 額
		円
1		376,600
2		422,700
3		472,800
4		533,900
5		609,000
6		711,100
7		831,300

別記第 3

号	給	給 料 月 額
		円
1		398,600
2		456,700
3		516,800
4		597,000
5		694,100
6		792,300

号	給	給 料 月 額
		円
1		332,500
2		367,600
3		394,600

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

令和4年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数	2
第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比	2
第3表 職員の平均給与月額	3
第4表 行政職給料表の年齢階層別・学歴別人員及び平均給料月額	3
第5表 給料表別・級別平均給与月額	4
第6表 給料表別・級別・号給別人員	6
第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	23
第8表 給料表別・性別・年齢別人員	24
第9表 職員の扶養親族数別人員	26
第10表 管理職手当の支給状況	26
第11表 住居手当の支給状況	27
第12表 通勤方法	28
第13表 通勤手当の支給状況	29
第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員	30
第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員	32
第16表 単身赴任手当の支給状況	34
第17表 年次有給休暇の取得状況	35

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	37
第18表 産業別・企業規模別調査事業所数	38
第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	38
第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	39
第21表 民間における初任給の改定状況	50
第22表 民間における家族手当の支給状況	50
第23表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	51
第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51

3 生計費及び労働経済関係

令和4年4月の標準生計費算定方法	52
第25表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費	53
第26表 労働経済指標	54

1 職員給与関係

令和4年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握するとともに、給与制度についての基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査対象

令和4年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者とした。一般職の職員のうち調査から除外した者を掲げると、次のとおりである。

ア 技能労務職員

イ 企業局及び病院局に勤務する職員

ウ 無給派遣職員

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣されている職員（ウに該当する職員を除く。）

オ 休職者

カ 会計年度任用職員

キ 臨時的任用職員

(3) 調査事項

令和4年4月分の給与、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数

区分 給料表	職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢	平均経験年数
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全職種	15,053	9,003	6,050	12,740	625	1,682	6	42.4	19.9
行政職	4,286	2,883	1,403	3,181	220	884	1	41.3	19.3
研究職	231	173	58	228	3			40.6	17.6
医療職(一)	19	12	7	19				44.4	20.6
医療職(二)	176	85	91	154	22			40.5	17.5
海事職	34	32	2	12	12	5	5	46.9	25.9
公安職	2,045	1,836	209	1,287	17	741		38.4	16.9
教育職(一)	2,578	1,476	1,102	2,473	53	52		46.1	23.2
教育職(二)	5,683	2,505	3,178	5,385	298			43.0	20.1
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)

2 再任用職員は含まれていない(第7表を除く。)

3 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表である。

4 任期付研究員は在職していない。

5 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比

区分 給料表	計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種	100.0	59.8	40.2	84.6	4.2	11.2	0.0
行政職	100.0	67.3	32.7	74.2	5.1	20.6	0.0
研究職	100.0	74.9	25.1	98.7	1.3		
医療職(一)	100.0	63.2	36.8	100.0			
医療職(二)	100.0	48.3	51.7	87.5	12.5		
海事職	100.0	94.1	5.9	35.3	35.3	14.7	14.7
公安職	100.0	89.8	10.2	62.9	0.8	36.2	
教育職(一)	100.0	57.3	42.7	95.9	2.1	2.0	
教育職(二)	100.0	44.1	55.9	94.8	5.2		
特定任期付職員	100.0	x	x	x	x	x	x

第3表 職員の平均給与月額

給与種目	区分	行政職給料表適用職員		全職員	
		令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月
給料	円	318,920	322,715	348,188	351,777
扶養手当		9,324	9,539	9,433	9,577
管理職手当		8,305	8,324	5,874	5,899
地域手当		874	926	441	417
住居手当		7,409	7,072	7,550	7,309
その他		587	550	1,601	1,445
合計 (平均給与月額)		345,419	349,126	373,087	376,424

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。

第4表 行政職給料表の年齢階層別・学歴別人員及び平均給料月額

年齢階層	学歴	大学卒		短大卒		高校卒		計	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円	人	円
18～24		298	193,641	27	183,722	109	172,652	434	187,752
25～29		447	220,589	27	215,533	93	216,354	567	219,653
30～34		454	258,498	18	249,294	42	246,952	514	257,232
35～39		331	297,913	16	287,663	46	287,470	394	296,064
40～44		373	346,301	33	338,530	92	336,623	498	343,998
45～49		459	375,269	24	369,283	140	368,332	623	373,479
50～54		393	395,888	29	387,221	199	387,229	621	392,709
55～59		426	414,635	46	394,587	163	401,402	635	409,786
60～									
合計		3,181	316,225	220	314,930	884	325,292	4,286	318,005
平均年齢		40.7		42.1		43.5		41.3	

- (注) 1 この表でいう平均給料月額には、給料の調整額を含まない。
 2 中学卒は、該当人員が1名であるため記載を省略しているが、計には含まれる。

第5表 給料表別・級別平均給与月額

給料表	級	職員		平均給与月額						
		人員	構成比	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計
全職種		人	%	円	円	円	円	円	円	円
			15,053	100.0	348,188	9,433	5,874	441	7,550	1,601
行政職	1	433	10.1	190,281	282			9,279	42	199,884
	2	539	12.6	215,872	1,287		504	14,183	47	231,893
	3	882	20.6	272,079	7,416		1,013	9,710	205	290,423
	4	1,092	25.5	356,647	13,469	136	814	5,556	539	377,161
	5	869	20.3	389,197	14,337	2,102	226	4,712	536	411,110
	6	151	3.5	401,289	14,930	60,712	5,127	2,909	2,980	487,947
	7	245	5.7	428,608	11,220	68,733	1,767	2,905	2,227	515,460
	8	58	1.4	455,860	4,957	94,000	4,984	1,862	4,138	565,801
	9	17	0.4	497,400	8,824	127,241		6,206		639,671
	計	4,286	28.5	318,920	9,324	8,305	874	7,409	587	345,419
研究職	1									
	2	72	31.2	249,747	1,292		446	12,803	1,250	265,538
	3	121	52.4	363,205	12,694			6,432	1,414	383,745
	4	34	14.7	414,032	14,456			4,374		432,862
	5	4	1.7	461,625	8,625	19,400				489,650
	計	231	1.5	337,027	9,329	336	139	8,003	1,130	355,964
医療職(一)	1	3	15.8	316,500			50,640	27,000	308,600	702,740
	2	5	26.3	395,140	8,600		64,598	16,200	319,320	803,858
	3	3	15.8	480,333	15,000		79,254		305,300	879,887
	4	8	42.1	573,213	4,813	102,200	108,836		82,437	871,499
	計	19	0.1	471,153	6,658	43,032	83,335	8,526	215,673	828,377
医療職(二)	1	x	0.6	x	x	x	x	x	x	x
	2	19	10.8	227,516				9,053	11,627	248,196
	3	28	15.9	254,493	1,661			10,507	11,785	278,446
	4	37	21.0	295,911	7,203			9,689	13,947	326,750
	5	72	40.9	372,597	12,382			4,675	4,459	394,113
	6	8	4.5	405,413	17,187	62,300				484,900
	7	11	6.3	431,655	9,318	68,100		6,636	2,727	518,436
	計	176	1.2	326,336	8,207	7,088		7,166	8,057	356,854
海事職	1									
	2									
	3	6	17.6	291,217	14,583			17,150		322,950
	4	25	73.5	366,376	14,480			4,880		385,736
	5	2	5.9	417,400	14,000			13,500		444,900
	6	x	2.9	x	x	x	x	x	x	x
	計	34	0.2	358,532	14,676	1,635		7,409		383,135

給料表	級	職員		平均給与月額						
		人員	構成比	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計
		人	%	円	円	円	円	円	円	円
公安職	1	135	6.6	201,617	74			2,678		204,369
	2	247	12.1	231,555	1,929			14,909	486	248,879
	3	482	23.6	278,723	12,413		427	12,473	1,985	306,021
	4	588	28.8	346,692	20,779		237	6,238	4,743	378,689
	5	364	17.8	394,090	22,878		519	4,489	7,014	428,990
	6	136	6.7	417,971	22,217		2,230	3,788	3,308	449,514
	7	28	1.4	432,639	15,661	45,532		2,546	10,715	507,093
	8	45	2.2	451,047	16,767	72,913	7,233		10,000	557,960
	9	20	1.0	471,525	9,350	91,860	5,705	1,350	9,000	588,790
	計	2,045	13.6	325,059	15,363	3,126	624	7,810	3,814	355,796
教育職(一)	1	36	1.4	301,907	10,888			12,592		325,387
	2	2,273	88.2	384,725	9,394			7,542	146	401,807
	特2	129	5.0	447,385	15,872			4,340	233	467,830
	3	90	3.5	452,913	14,267	48,327		3,179	1,666	520,352
	4	50	1.9	472,880	10,070	67,560		3,812	3,000	557,322
	計	2,578	17.1	390,794	9,923	2,997		7,228	256	411,198
教育職(二)	1									
	2	4,747	83.5	345,672	6,242			8,710	973	361,597
	特2	215	3.8	426,771	13,035			3,013	788	443,607
	3	383	6.7	426,044	13,715	45,784		3,297	3,612	492,452
	4	338	5.9	442,082	9,228	56,146		1,534	3,304	512,294
	計	5,683	37.8	359,891	7,180	6,425		7,703	1,282	382,481
特定任期付職員	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	計	x	0.0	x	x	x	x	x	x	x

- (注) 1 計の構成比は、各給料表の合計人員の全職員に対する構成比である。
2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。
3 特定任期付職員の欄における級は、号給である。

第6表 給料表別・級別・号給別人員

1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		13							
2		4							
3		6							
4		63				1			
5		20						1	
6		11	21						
7		6	17					1	
8		61	13						
9	14	17	47						
10		19	11						
11		3	20						1
12	5	59	11						2
13	10	20	53						4
14	3	16	13						4
15		10	19			1			2
16	16	63	16						2
17	3	17	59						
18	3	16	5	1				1	
19	2	13	25	1				2	
20	12	77	13	2					
21	3	3	53	2					1
22	1	2	11	7					
23	3	2	23	3				2	
24	22	3	23	8			1	1	1
25	1		40	16				3	
26	1	2	22	11				7	
27	1		16	19				10	
28	2	2	11	7				14	
29	115	1	49	11		1	8	8	
30	1	2	13	12			28	5	
31	6		16	11			79	3	
32	118	5	10	6			15		
33	5	1	32	15			9		
34	12		10	13			3		
35	2		14	18			12		
36	1	1	13	8			23		
37	9		31	19			6		
38	2	1	13	22	1		4		
39			6	19			10		
40	11		1	12	3		8		
41	2		16	23			7		
42	2		7	20	1		3		
43	3		7	19	2		4		
44	3		8	24			4		
45	2		8	31	4		8		
46			7	21	4	1	7		
47	1		3	19	1		2		
48	4		2	23	2	1	1		
49	6		8	21	5		1		
50	2		6	20	9	10			
51	3		3	19	8	21			
52			3	17	3	7			
53	5		6	19	8	31			
54			2	15	6	21			
55	1		1	22	14	25			
56	2		4	25	11	17			
57	2		2	14	11	9			
58	1		3	25	9	2			
59	1		4	15	17	3			
60			1	18	18				
61			1	21	12				
62	1		1	16	10				
63				19	13				
64	1			13	5				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	1人		4人	11人	10人				
66	1		1	11	15				
67				9	15				
68	1			12	13				
69				11	19				
70				14	18				
71	1		2	9	3				
72			1	14	16				
73				15	16				
74			1	9	13				
75	1		1	9	10				
76				10	21				
77			1	11	13				
78				6	10				
79				9	7				
80	2		1	7	23				
81			1	8	18				
82				5	10				
83			2	10	23				
84			1	10	15				
85				1	20				
86			1	8	21				
87				7	31				
88				8	25				
89			1	10	28				
90			1	6	29				
91			1	6	23				
92				4	20				
93			1	5	27				
94				7	20				
95				1	12				
96				3	21				
97				4	127				
98				5					
99			1	5					
100				8					
101			1	82					
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112			1						
113			5						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	433	539	882	1,092	869	151	245	58	17
								適用職員数	4,286人

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示した。

2 研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		5			
6					
7			1		
8		4	1		
9		1			
10		1	2		
11					
12		3	1		
13		3			
14		1	6		
15			1		
16		5	4		
17			1		
18			6		
19		2			
20		4	1		
21					
22		4	5		
23					
24		4	1		
25		1			1
26		4	4		1
27		2	3		1
28		3	1		
29			1		
30		5	2		
31					
32		5			
33		1	2		
34		4	1		
35			1		
36		1			
37			2		
38		3			
39			1	1	
40		1			1
41			1	1	
42			2	5	
43			1	2	
44		1	1	1	
45			1		
46			2		
47			1	1	
48		1			
49				10	
50				2	
51			2	5	
52			1		
53			1	2	
54			1	1	
55		2			
56		1	2	2	
57			1		
58			1	1	
59			1		
60			3		
61					
62			1		
63					
64			3		

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65	人	人	人	人	人
66			1		
67			2		
68			1		
69					
70			1		
71					
72					
73			1		
74					
75					
76			2		
77			2		
78			2		
79			1		
80					
81			1		
82					
83			2		
84			2		
85			2		
86			1		
87			2		
88			2		
89					
90			1		
91			3		
92					
93			18		
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計		72	121	34	4
適用職員数					231人

3 医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8		1		
9				
10				
11				
12		1		
13				
14			1	
15				
16		1		
17				
18				
19				
20	3	1		
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
53	人	人	人	人
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61		1		
62				1
63				
64				
65				7
66				
67				
68				
69				
70				
71			1	
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
人員計	3	5	3	8
適用職員数				19人

4 医療職給料表(二) (保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		1					
9			2	1			
10			2				
11			6	6			
12		3					
13				2			
14							
15			1	3			
16		2	1				
17			3	1			
18							
19		2	9	2	2		
20		1	1				
21			1	2	2		
22		6			1		
23				1	1		
24			1	1	1		
25		1			1		2
26					1		3
27		1	1	3	3		2
28							2
29				1			
30					2		
31				4	1		2
32							
33		1			2		
34				2	1		
35				1			
36					3		
37	1			2	1		
38							
39				1			
40							
41					1		
42							
43						1	
44					2		
45							
46						1	
47					3	1	
48							
49						1	
50						1	
51					1	1	
52		1			1		
53				1			
54					2	1	
55					1	1	
56							
57							
58							
59				1	1		
60				1	2		

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61	人	人	人	人	人	人	人
62					1		
63							
64							
65							
66							
67					1		
68							
69					1		
70							
71					1		
72							
73					1		
74					3		
75							
76							
77							
78							
79							
80					2		
81					2		
82							
83							
84					3		
85							
86							
87							
88					1		
89							
90					2		
91					2		
92					2		
93							
94							
95							
96					2		
97				1	12		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
人員計	1	19	28	37	72	8	11

適用職員数	176人
-------	------

5 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20					1	
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27			1	1		
28			1	1		
29						
30						
31			1			
32			1			
33						
34						
35					1	
36						
37			1			
38				1		
39						
40						
41						
42						1
43						
44				1		
45					1	
46						
47						
48						
49						
50				1		
51						
52						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
53				1		
54						
55						
56						
57						
58				1		
59						
60						
61						
62					1	
63				1		
64						
65						
66						
67						
68						
69			1			
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80				1		
81						
82				1		
83						
84				1		
85						
86						
87				1		
88						
89				1		
90						
91						
92						
93						
94						
95				2		
96						
97						
98				1		
99						
100				1		
101						
102						
103						
104						
105				6		
人員計			6	25	2	1
適用職員数						34人

6 公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	20								
8		16							
9									
10	16	1							
11	10								
12	2	19	1						
13									
14	9	2							
15	6								
16	2	18							
17	1	1	1						
18	3	3							
19	2	1							
20	1	27	2						
21		2	9		1				
22		1	5		3				
23	28		2		3				
24		31	27	1					
25		4	15	5	3				
26	19	3	12	7	3				
27	3		2	8	3				
28	6	44	27	9	2				
29		3	8	7					
30	1	7	9	9	3				1
31	2	3	9	3	2				
32	1	39	19	7	3				6
33		3	7	7	2				4
34		3	9	12	3				1
35	1	2	4	5	5				1
36			20	2	1				2
37		2	13	6	7				2
38			8	4	6				
39		2	7	8	6				
40	1	1	18	5	5				1
41		1	8	6	5	1			
42			7	11	6	1		4	1
43			9	6	6			2	
44		1	11	7	3			10	1
45			6	11	11	1			
46	1		12	13	9	1		1	
47		1	13	10	11	2			
48			13	8	8	1			
49			6	9	6	5		4	
50		2	5	6	6	5	1	4	
51			5	7	5	2	1	1	
52		1	10	7	5	2	3	4	
53			12	13	8	3	6	2	
54			4	20	6	2			
55		1	10	13	8	2	7	2	
56			5	11	7	3	2	1	
57			5	10	7	4	2	4	
58			9	8	4	2		2	
59			5	12	4	3	1		
60			2	7	2	2	1	1	
61			5	6	2	1	1		
62			8	9	9	2		2	
63			2	18	4	1			
64			3	10	3	2		1	
65			7	3	5	3			
66			5	7	3	2			
67			5	8	6	3	1		
68			4	8	4	2			
69			4	3	3	5	1		
70			3	6	7	3			
71			4	9	7	1			
72			5	8	4	4			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73	人	人	人	人	人	人	人	人	人
74			2	9	5	4			
75			1	5	1	3			
76			3	9	2	1			
77			2	3	2	1			
78			2	3	6				
79			2	1	5	3			
80			1	4	6	1			
81			2	6	1	3			
82		1	2	4	5	5			
83			2	6	4	1			
84			3	3	4				
85			1	3	3		1		
86			1	4	4				
87			3	4	3				
88			1	2	2	8			
89			1	6	2	7			
90			1	2	1	2			
91				4	3	1			
92				2	2				
93				6	7	23			
94				3	7				
95		1		1	3				
96			1	3	4				
97			1	1	35				
98				3					
99				5					
100			1	1					
101				2					
102				4					
103			1						
104				1					
105				1					
106				2					
107			1	6					
108				4					
109									
110				3					
111				3					
112				3					
113				2					
114				1					
115				2					
116				2					
117				1					
118				3					
119				3					
120				2					
121				7					
122				3					
123				4					
124				5					
125				3					
126				4					
127				2					
128				6					
129				2					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	135	247	482	588	364	136	28	45	20
適用職員数								2,045人	

7 教育職給料表(一)

(県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		17			
6					
7		1			
8		12			
9		6			
10		3			
11		3			
12		13			
13		6			
14		3			
15					
16		20			
17		14			
18		4			
19		3			
20		26			1
21		12			1
22		4			
23		7			
24		19			
25		9			1
26		5			2
27		5			1
28		22			5
29		8			3
30		10			3
31		7			1
32		15			2
33	1	7			3
34		6			4
35	1	11			4
36		22			1
37	2	9			18
38		7			
39		8			
40		31			
41		4			
42		10			
43		12			
44		18			
45		8			
46		11			
47		7			
48		22			
49		8			
50		8		1	
51		15			
52		20		1	
53		4			
54		7			
55		6		1	
56		15			
57	2	7			
58		4		2	
59		15		5	
60		16		6	
61		11		2	
62	2	12		4	
63		11		5	
64		13		5	
65		7		3	
66		13	1	1	
67		8	1	7	
68	2	16		2	
69		8		1	
70	1	13	1	4	
71		11	1	4	
72		12		3	
73		9		1	
74		15			
75		10		3	
76		24	1	4	
77		7	3	25	
78		19	1		
79		12			
80	1	18	2		

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
81		12	1		
82		18	2		
83	1	14	6		
84		21	3		
85		19			
86	1	23	3		
87		10	2		
88		14	3		
89	2	12	6		
90	1	14	3		
91		11	4		
92		18	3		
93	2	9	4		
94	1	23	2		
95		9	5		
96		16	4		
97	1	17	4		
98	2	12	6		
99		13	11		
100	1	17	5		
101		13	2		
102		28	2		
103		19	5		
104	2	17	7		
105		13	5		
106		20	5		
107	1	19	1		
108	1	19			
109	1	11	3		
110	1	17	2		
111		9			
112		20			
113		21	2		
114		23	1		
115		15	1		
116		26	1		
117		16	4		
118		21			
119		24			
120		25			
121		14			
122		22			
123		18			
124	1	21			
125		21			
126		14			
127		15			
128		31			
129		14			
130		22			
131		17			
132		17			
133		13			
134		12			
135		23			
136		15			
137		12			
138		30			
139		29			
140	1	26			
141		24			
142	2	39			
143		41			
144		37			
145		35			
146		43			
147		57			
148		28			
149		16			
150	1	19			
151		10			
152		11			
153	1	28			
人員計	36	2, 273	129	90	50
適用職員数				2, 578人	

8 教育職給料表(二) (市町村立の小学校・中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		25			
8					
9					
10		10			
11		4			
12		1			
13					
14		5			1
15		3			
16		4			
17		146			
18		5			1
19		2			
20		112			12
21		25			18
22		10			24
23		4			19
24		127			15
25		16			31
26		21			22
27		6			21
28		120			16
29		32			24
30		15			21
31		12			19
32		116			10
33		11			15
34		18			16
35		12			12
36		117			9
37		13			32
38		19			
39		21			
40		100			
41		17			
42		32			
43		10			
44		99			
45		5			
46		25			
47		11			
48		88			
49		17			
50		20			
51		16			
52		90			
53		15			
54		20		1	
55		23			
56		54			
57		15			
58		29			
59		23			
60		54			
61		18			
62		25	1		
63		19		1	
64		60			
65		11	1		
66		12	1		
67		21			6
68		42			2
69		8	1		4
70		21	1		6
71		22	1		5
72		46	1		5
73		16	1		11
74		19			6
75		23	1		21
76		38			20
77		24	1		15
78		20			20
79		21	3		32
80		32	4		21
81		13	2		17
82		29	3		13
83		19	7		21
84		30	4		21

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
85	人	26	7	14	人
86		29		8	
87		21	3	22	
88		28	5	15	
89		22	7	6	
90		26	3	4	
91		33	1	4	
92		28	4	13	
93		29	8	49	
94		29	9		
95		16	5		
96		39	10		
97		22	10		
98		27	22		
99		18	15		
100		27	10		
101		22	5		
102		23	10		
103		15	8		
104		21	7		
105		29	3		
106		28	5		
107		24	3		
108		15	4		
109		26	3		
110		26	2		
111		18			
112		22			
113		21	2		
114		27	1		
115		12	1		
116		19	2		
117		28	7		
118		29			
119		23			
120		21			
121		25			
122		21			
123		14			
124		27			
125		22			
126		20			
127		18			
128		23			
129		23			
130		18			
131		17			
132		20			
133		21			
134		27			
135		13			
136		34			
137		28			
138		18			
139		29			
140		28			
141		32			
142		20			
143		23			
144		28			
145		15			
146		23			
147		26			
148		34			
149		24			
150		38			
151		54			
152		38			
153		24			
154		63			
155		73			
156		58			
157		47			
158		36			
159		100			
160		57			
161		57			
162		64			
163		45			
164		20			
165		49			
人員計		4,747	215	383	338
適用職員数					5,683人

9 特定任期付職員給料表

〔高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用〕

号給	人員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
7	

適用職員数	x人
-------	----

第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	人 133	人	人	人	人 131	人	人	人 1	人	人 1	人
研究職	3				3						
医療職(二)	11				3	7	1				
海事職	2				2						
公安職	30				12	17	1				
教育職(一)	214		210			4					
教育職(二)	382		365			17					
再任用職員計	775										
60歳	257										
61歳	219										
62歳	151										
63歳	92										
64歳	56										

その2 短時間勤務職員

給料表	級計	1	2	特2	3	4
教育職(一)	人 19	人	人 19	人	人	人
教育職(二)	2		2			
再任用職員計	21					
60歳	2					
61歳	7					
62歳	3					
63歳	6					
64歳	3					

第8表 給料表別・性別・年齢別人員

年齢	給料表	全職種		行政職		研究職		医療職(-)		医療職(=)	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17											
18	33	22	11	6	7						
19	34	24	10	9	4						
20	81	44	37	15	8						
21	59	29	30	8	11						
22	333	163	170	64	57	3	1				
23	371	181	190	71	67	3	3				1
24	353	170	183	57	50	4	3				2
25	397	209	188	77	41	4	3	1	1	3	3
26	372	191	181	54	48	1	1			4	6
27	384	207	177	66	49	11	1	1			3
28	387	210	177	67	58	6	3			7	4
29	379	200	179	60	47	8	1	1		2	9
30	325	176	149	56	41	2	4			2	5
31	359	212	147	65	51		4	1	1	4	2
32	330	191	139	59	44	5	2		1	1	3
33	338	194	144	56	45	2	4			5	
34	333	209	124	63	34	5	6	1		1	1
35	259	168	91	48	20	4	4			3	3
36	259	163	96	61	28	4	1			1	2
37	294	179	115	54	20	5	2			2	3
38	287	162	125	55	34	5	1			4	2
39	291	182	109	50	24	2	1			1	4
40	310	181	129	63	33	3	1			3	1
41	295	188	107	56	24	4			1	1	1
42	361	233	128	70	34	3	3		1	3	1
43	355	217	138	76	36	4				1	4
44	341	210	131	82	24	4	1			1	
45	352	214	138	80	25		2			3	1
46	345	207	138	77	30	4					3
47	400	236	164	87	35	2				2	1
48	455	274	181	97	36	7				1	2
49	479	286	193	111	45	5	1	1		1	3
50	431	245	186	71	39	2				3	2
51	458	271	187	103	32	9				4	4
52	440	256	184	73	40	8	1		2	1	4
53	516	343	173	99	33	10	2			5	2
54	513	317	196	103	28	3	1			4	
55	498	320	178	95	20	9				1	
56	532	348	184	84	30	7				3	2
57	556	370	186	111	22	9	1			3	2
58	573	395	178	110	25	3				2	2
59	580	401	179	114	24	3		2		3	3
60以上	5	5						4			
合計	15,053	9,003	6,050	2,883	1,403	173	58	12	7	85	91

給料表 年齢	海事職		公安職		教育職(一)		教育職(二)		特定任期付職員	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
16										
17										
18			16	4						
19			15	6						
20			21	14			8	15		
21			20	7			1	12		
22			40	9	5	10	51	93		
23			38	17	6	14	63	88		
24			35	13	12	12	62	103		
25			41	11	12	27	71	102		
26			50	11	26	19	56	96		
27			43	11	23	18	63	95		
28	1		47	10	15	23	67	79		
29			43	5	19	22	67	95		
30	2	1	36	7	20	20	58	71		
31			46	3	27	24	69	62		
32			59	9	17	26	50	54		
33			63	8	18	28	50	59		
34		1	59	6	24	25	56	51		
35	1		60	1	16	14	36	49		
36			47	2	13	15	37	48		
37	1		67	7	21	21	29	62		
38	1		49	2	14	25	34	61		
39			73	6	26	19	30	55		
40	1		61	4	21	33	29	57		
41			72	2	23	25	32	54		
42			74	7	43	33	40	49		
43			68	7	29	34	39	57		
44			42	2	40	36	41	68		
45	3		41	3	40	33	47	74		
46	3		49	3	39	32	35	70		
47	2		36	2	49	51	58	75		
48	2		49	3	48	53	70	87		
49	2		35	2	67	52	64	90		
50	1		42	1	58	52	68	92		
51			33	1	53	42	69	108		
52	3		34		56	36	81	101		
53			38	1	73	35	118	100		
54	2		36	1	75	32	94	134		
55	1		27		81	36	106	122		
56	1		28		99	36	126	116		
57	2		23	1	94	33	128	127		
58	1		27		93	37	159	114		
59	2		53		81	19	143	133		
60以上										
合計	32	2	1,836	209	1,476	1,102	2,505	3,178	x	x

第9表 職員の扶養親族数別人員

扶養親族数	区分	該当職員数			
		うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者	
1人		2,271人	864人	1,269人	138人
2人		2,287	817	2,237	72
3人		1,520	987	1,517	31
4人		501	441	501	20
5人		61	55	61	6
6人以上		6	5	6	
計		6,646	3,169	5,591	267

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,365円(平均扶養親族数は2.1人)である。

第10表 管理職手当の支給状況

支給区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	10種	受給者計	受給者1人当たり 平均手当月額
受給者	12人	6人	73人	8人	129人	79人	277人	124人	423人	362人	1,493人	59,228円

第11表 住居手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者					配偶者の居住する 借家・借間		職員1人当たり 平均手当月額
		受給者数			受給者1人 当たり平均 手当月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 手当月額		
		手当月額 11,000円未満 の受給者	手当月額 11,000円以上 27,000円未満 の受給者	手当月額 27,000円 の受給者					
全職種	人 15,053	人 4,510	人 28	人 1,968	人 2,514	円 25,191	人 4	円 11,025	円 7,550
行政職	4,286	1,267	5	568	694	25,035	3	11,167	7,409
研究職	231	77	1	43	33	24,010			8,003
医療職(一)	19	6			6	27,000			8,526
医療職(二)	176	50		21	29	25,224			7,166
海事職	34	10		4	6	25,190			7,409
公安職	2,045	628	4	248	376	25,415	1	10,600	7,810
教育職(一)	2,578	733	3	288	442	25,420			7,228
教育職(二)	5,683	1,739	15	796	928	25,172			7,703
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第12表 通勤方法

区分 給料表	職員数	通勤手当受給者								通勤手当 非受給者
		交通機関				交通用具				
		鉄道	バス	その他	交通機関 併用	自動車	原動機付 自転車	自転車	交通機関 交通用具 併用	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
全職種	15,053	347	486		28	9,783	247	464	1,134	2,564
行政職	4,286	267	383		22	1,812	50	263	498	991
研究職	231	1				175	2	3	29	21
医療職(一)	19		1			9			3	6
医療職(二)	176	9	13			98		3	34	19
海事職	34					27	2	1	2	2
公安職	2,045	48	73		2	775	188	181	33	745
教育職(一)	2,578	16	13		2	1,974	4	9	324	236
教育職(二)	5,683	6	3		2	4,912	1	4	211	544
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
比率 (全職種)	100.0	2.3	3.2		0.2	65.0	1.6	3.1	7.5	17.0
		5.7				69.7				

(注) 1 「その他」は、船等である。

2 比率は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第13表 通勤手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数				受給者1人当たり平均手当月額				職員1人 当たり 平均手当 月額
		計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	
	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円
全職種	15,053	12,489	861	10,494	1,134	15,299	12,914	9,921	66,882	12,693
行政職	4,286	3,295	672	2,125	498	20,085	12,613	11,458	66,980	15,441
研究職	231	210	1	180	29	21,513	6,018	13,442	72,145	19,557
医療職(一)	19	13	1	9	3	20,983	14,345	10,793	53,766	14,357
医療職(二)	176	157	22	101	34	27,117	22,613	12,930	72,177	24,190
海事職	34	32		30	2	9,655		6,253	60,683	9,087
公安職	2,045	1,300	123	1,144	33	7,301	10,056	6,216	34,650	4,641
教育職(一)	2,578	2,342	31	1,987	324	19,872	24,595	11,556	70,419	18,053
教育職(二)	5,683	5,139	11	4,917	211	11,577	11,436	9,288	64,930	10,469
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員

所要額 (円) 給料表	4,000 未満	4,000 以上	6,000 ～	8,000 ～	10,000 ～	12,000 ～	14,000 ～	16,000 ～	18,000 ～	20,000 ～	22,000 ～	24,000 ～	26,000 ～	28,000 ～	30,000 ～	32,000 ～
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全職種	18	151	165	205	89	63	54	16	20	10	4	2	1	2	5	
行政職	15	117	127	161	71	53	44	14	14	7	2	2	1	1	5	
研究職			1													
医療職(一)							1									
医療職(二)		3	2	5	2	1	1		2	1						
海事職																
公安職	3	22	33	29	12	7	7	2	4	1						
教育職(一)		5	2	7	3	1	1			1	1					
教育職(二)		4		3	1	1					1			1		
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 通勤手当受給者のうち、交通機関利用者の内訳である。ただし、交通用具との併用者を除く。

34,000 ～	36,000 ～	38,000 ～	40,000 ～	42,000 ～	44,000 ～	46,000 ～	48,000 ～	50,000 ～	52,000 ～	54,000 ～	56,000 ～	58,000 ～	60,000 ～	62,000 ～	64,000 ～	65,000 ～	計
人	人 2	人	人	人 2	人 2	人	人	人 2	人 1	人 1	人	人 11	人	人	人	人 35	人 861
	1			1	1			1				7				27	672
																	1
																	1
												1				4	22
								1		1		1					123
	1			1	1				1				2			4	31
																	11
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員

給料表	距離 (km)									
	種類	2以上	4～	7～	10～	15～	20～	25～	30～	35～
全職種	自動車等	人 1,692	人 2,037	人 1,372	人 1,500	人 1,034	人 634	人 513	人 435	人 282
	自転車	277	138	37	12					
	高速道路等						1	1		10
	計	1,969	2,175	1,409	1,512	1,034	635	514	435	292
行政職	自動車等	245	324	219	238	210	110	117	130	81
	自転車	157	85	15	6					
	高速道路等									1
	計	402	409	234	244	210	110	117	130	82
研究職	自動車等	16	24	38	18	13	7	5	22	16
	自転車	1	1	1						
	高速道路等									
	計	17	25	39	18	13	7	5	22	16
医療職(一)	自動車等	4		1		1			2	
	自転車									
	高速道路等									
	計	4		1		1			2	
医療職(二)	自動車等	14	12	7	9	15	13	5	10	10
	自転車	1	2							
	高速道路等									
	計	15	14	7	9	15	13	5	10	10
海事職	自動車等	4	8	5	6	1		2		1
	自転車		1							
	高速道路等									
	計	4	9	5	6	1		2		1
公安職	自動車等	279	171	132	186	74	37	27	25	15
	自転車	110	46	19	6					
	高速道路等									
	計	389	217	151	192	74	37	27	25	15
教育職(一)	自動車等	278	370	230	280	244	149	106	95	75
	自転車	7	2							
	高速道路等						1	1		9
	計	285	372	230	280	244	150	107	95	84
教育職(二)	自動車等	852	1,128	739	763	476	318	251	151	84
	自転車	1	1	2						
	高速道路等									
	計	853	1,129	741	763	476	318	251	151	84
特定任期付職員	自動車等									
	自転車									
	高速道路等									
	計	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 1 通勤手当受給者のうち、交通用具使用者の内訳である。ただし、交通機関との併用者を除く。

2 「自動車等」には、高速道路等利用者を含まない。

3 「高速道路等」とは、高速道路等の有料道路の利用者をいう。

40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
170	154	96	37	30	18	5	9	3	9	10,030
52	107	200	138	79	80	98	69	34	105	464
222	261	296	175	109	98	103	78	37	114	974
55	65	33	14	10	7	2	1		1	11,468
9	28	91	51	22	38	47	36	17	53	1,862
64	93	124	65	32	45	49	37	17	54	263
8	5	3	1	1						393
1	2	3	5	4	3	2	5	2	2	2,518
9	7	6	6	5	3	2	5	2	2	177
		1								3
	1								1	29
	1	1							1	209
	1	2								9
	1	7	6	4	2	7	3		3	2
	1	9	6	4	2	7	3		3	11
2										98
	1									3
2	1								1	32
										133
5	5	3	2	1			1			29
1	3	7	1	2		1			1	1
6	8	10	3	3		1	1		1	2
53	43	25	10	8	7	1	2		2	32
25	39	57	51	26	21	22	16	11	31	963
78	82	82	61	34	28	23	18	11	33	181
47	35	29	10	10	4	2	5	3	6	16
16	33	35	24	21	16	19	9	4	13	1,160
63	68	64	34	31	20	21	14	7	19	1,978
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第16表 単身赴任手当の支給状況

給料表	手当額 (円)										
	30,000	34,000	36,000	38,000	46,000	54,000	62,000	76,000	82,000	計	
全職種	人 97	人 103	人 104	人 65	人 3	人	人	人 5	人 12	人 2	人 391
行政職	8	16	19	23	1			4	8	1	80
研究職					1						1
医療職(一)											
医療職(二)				1							1
海事職								1			1
公安職	75	77	72	27					1		252
教育職(一)	5	6	3	7	1						22
教育職(二)	9	4	10	7				3			33
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第17表 年次有給休暇の取得状況

区分 給料表	平均使用 限度日数	使用日数											
		0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～
	日・時間	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全職種	37.1	64	219	515	956	1,249	1,525	1,676	1,805	1,775	1,639	1,630	820
行政職	36.6	10	30	114	250	337	394	475	524	463	485	526	260
研究職	36.7		1	8	10	19	20	23	28	29	26	29	12
医療職(一)	34.5			2		2	2	1	1			2	
医療職(二)	36.3		2	5	8	13	23	20	22	19	21	6	16
海事職	38.2					1				3	3	8	8
公安職	38.1	17	49	39	97	131	184	193	218	295	269	236	126
教育職(一)	37.0	1	46	114	197	246	289	288	299	301	279	339	124
教育職(二)	37.0	36	91	233	394	500	613	675	713	665	556	484	274
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 令和4年4月1日現在に在職する職員(令和3年12月31日の時点で在職していた職員に限る。)の令和3年中における年次有給休暇の使用状況である。

区分 給料表	使用日数										計		
	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日	職員数	平均使用 日・時間	平均 使用率
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日・時間	%
全職種	377	213	111	47	36	19	10	10	11		14,707	13.1	35.6
行政職	101	67	26	15	13	5	3	7	4		4,109	13.5	37.3
研究職	5	4	2		1						217	13.6	37.3
医療職(一)	1										11	11.1	32.5
医療職(二)	7	4	1			1	2				170	13.5	37.6
海事職	2		1								26	19.0	49.7
公安職	64	38	17	5	1	6	1		1		1,987	13.6	36.3
教育職(一)	62	31	12	10	9	4	2	1	3		2,657	12.7	35.0
教育職(二)	135	69	52	17	12	3	2	2	3		5,529	12.5	34.2
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院及び他の都道府県等の人事委員会と共同して職種別民間給与実態調査を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における県内民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 389事業所
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他職種32職種）

(3) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(2)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により11層に層化し、これらの層から138事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第18表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(4) 集計

ア 調査実人員

初任給関係225人（行政職に相当する調査実人員219人）、初任給関係以外の調査職種4,631人（行政職に相当する調査実人員4,456人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、13,110人であり、行政職に相当するものは12,717人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第18表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	事業所
産業計		126	46	51	29
農業、林業、漁業、 鉱業、建設業		14	4	6	4
製造業		54	18	25	11
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		26	13	7	6
卸売業、小売業		10	6	4	—
金融・保険業、 不動産・物品賃貸業		1	1	—	—
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業		21	4	9	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が10所あった。
- 2 調査対象事業所138事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた136所に占める調査完了事業所126所の割合（調査完了率）は、92.6%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表において同じ。）。

第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	円
新卒 事務員	大学卒	192,672	196,065	191,353	181,158
	短大卒	172,937	177,833	169,693	160,724
	高校卒	162,216	167,052	158,898	154,824
新卒 技術者	大学卒	202,674	211,888	196,876	186,108
	短大卒	178,495	183,968	173,992	167,533
	高校卒	168,199	171,724	163,074	160,960
計	大学卒	196,535	202,211	193,166	183,732
	短大卒	175,107	180,253	171,364	163,278
	高校卒	164,817	169,388	160,463	156,741

- (注) 1 採用のある事業所について平均したものである。
- 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものである。
- 備考 職員(行政職)の場合、上級試験で採用された職員の初任給は188,700円、中級試験で採用された職員の初任給は168,900円、初級試験で採用された職員の初任給は154,900円である。

第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種(公民給与比較職種)

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	8	52.5	564,583	3,173	561,410	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	48.7	554,575	1,072	553,503	
	短大卒						
	高校卒 中学卒	5	54.5	569,836	4,276	565,560	
	工場長	4	53.6	658,847	237	658,610	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	52.0	701,015		701,015	
	短大卒						
	高校卒 中学卒	2	54.9	624,982	428	624,554	
	事務部長	116	53.1	519,699	4,064	515,635	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	73	52.7	533,940	43	533,897	
	短大卒	6	53.6	513,038	1,979	511,059	
	高校卒 中学卒	37	53.8	490,445	12,859	477,586	
技術部長	67	52.7	590,893	1,481	589,412	同上	
大学卒	47	52.7	634,231	1,988	632,243		
短大卒	8	51.9	535,664		535,664		
高校卒 中学卒	12	53.2	472,262	645	471,617		
事務部次長	39	52.0	527,516		527,516	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
大学卒	34	52.3	539,411		539,411		
短大卒	2	43.0	418,671		418,671		
高校卒 中学卒	3	53.9	445,559		445,559		
技術部次長	15	46.7	461,321		461,321	同上	
大学卒	10	47.0	469,020		469,020		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒 中学卒	4	45.8	440,706		440,706		
事務課長	229	49.6	473,210	10,359	462,851	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	142	48.6	486,302	8,880	477,422		
短大卒	16	50.4	441,438	6,185	435,253		
高校卒 中学卒	71	51.3	456,397	13,880	442,517		

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							人
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術課長	235	49.1	546,625	18,537	528,088	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	117	48.1	581,126	16,746	564,380	
	短大卒	46	50.9	616,507	27,392	589,115	
	高校卒	72	49.6	446,366	15,795	430,571	
	中学卒						
	事務課長代理	145	47.6	465,290	43,828	421,462	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大学卒	94	45.8	492,931	56,000	436,931	
	短大卒	17	49.1	447,978	39,306	408,672	
	高校卒	34	51.3	402,348	14,715	387,633	
	中学卒						
	技術課長代理	80	44.8	490,376	75,577	414,799	同 上
	大学卒	33	44.3	503,568	87,641	415,927	
	短大卒	12	45.0	532,374	91,825	440,549	
	高校卒	34	45.5	470,371	60,002	410,369	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係長	329	44.3	388,333	36,444	351,889	係の長及び係長級専門職
	大学卒	195	42.9	401,745	38,791	362,954	
	短大卒	29	45.9	348,847	24,194	324,653	
	高校卒	105	46.6	374,728	35,557	339,171	
	中学卒						
技術係長	241	45.1	497,730	52,255	445,475	同 上	
大学卒	118	37.6	492,329	55,143	437,186		
短大卒	36	51.4	464,523	27,602	436,921		
高校卒	84	52.5	517,238	55,673	461,565		
中学卒	3	45.8	470,105	141,006	329,099		
事務主任	191	38.8	312,395	29,996	282,399	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	
大学卒	122	37.3	319,030	34,919	284,111		
短大卒	31	39.6	275,441	17,110	258,331		
高校卒	37	42.7	322,815	24,716	298,099		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術主任	306	47.1	469,368	68,303	401,065	同 上	
大学卒	108	43.3	393,364	77,629	315,735		
短大卒	49	43.5	382,447	70,720	311,727		
高校卒	149	49.8	526,652	63,085	463,567		
中学卒							
事務係員	1,272	37.0	293,007	34,364	258,643		
大学卒	592	34.0	308,947	39,125	269,822		
短大卒	197	39.5	284,130	29,510	254,620		
高校卒	483	39.9	275,852	30,196	245,656		
中学卒							

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務・ 技術 関係 職種	技術係員	1,179	35.7	329,911	53,338	276,573	
	大学卒	522	34.2	343,762	63,509	280,253	
	短大卒	198	34.1	317,547	49,024	268,523	
	高校卒	457	38.3	318,648	42,496	276,152	
	中学卒	2	39.0	349,732	87,295	262,437	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
4 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務・ 技術 関係 職種	支店長	7	54.3	581,088	3,622	577,466	行政職 9級
	大学卒	3	48.7	554,575	1,072	553,503	
	短大卒						
	高校卒	4	57.9	598,248	5,273	592,975	
	中学卒						
	工場長	3	53.4	760,870	340	760,530	同上
	大学卒	2	52.0	701,015		701,015	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	事務部長	57	54.2	544,594	69	544,525	同上
	大学卒	39	53.9	548,278	94	548,184	
	短大卒	4	54.1	570,854		570,854	
	高校卒	14	55.5	524,096		524,096	
	中学卒						
技術部長	33	52.8	724,483	2,824	721,659	同上	
大学卒	29	52.8	738,041	2,874	735,167		
短大卒	2	54.6	654,097		654,097		
高校卒	2	49.9	592,929	5,405	587,524		
中学卒							

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務 ・ 技術 関係 職種	事務部次長	13	53.4	604,477		604,477	行政職 9級
	大学卒	11	54.0	627,055		627,055	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	技術部次長	2	54.5	622,695		622,695	同 上
	大学卒	2	54.5	622,695		622,695	
	短大卒 高校卒 中学卒						
	事務課長	176	49.7	479,350	5,423	473,927	行政職 7級、8級
	大学卒	117	48.6	479,353	6,607	472,746	
	短大卒	11	50.7	435,143		435,143	
	高校卒	48	51.9	488,550	3,959	484,591	
	中学卒						
	技術課長	169	49.4	612,068	19,288	592,780	同 上
	大学卒	97	48.3	618,473	14,272	604,201	
	短大卒	41	51.5	648,729	28,031	620,698	
	高校卒	31	50.2	531,144	23,812	507,332	
	中学卒						
	事務課長代理	112	47.3	472,208	49,877	422,331	行政職 5級、6級
	大学卒	75	45.6	507,733	63,326	444,407	
	短大卒	13	47.9	458,512	43,591	414,921	
	高校卒	24	52.1	377,631	14,601	363,030	
	中学卒						
	技術課長代理	63	44.2	502,145	85,424	416,721	同 上
大学卒	29	43.6	512,294	98,841	413,453		
短大卒	12	45.0	532,374	91,825	440,549		
高校卒	22	44.6	472,743	64,340	408,403		
中学卒							
事務係長	181	44.7	419,002	43,618	375,384	行政職 3級、4級	
大学卒	111	43.1	431,952	49,136	382,816		
短大卒	10	50.8	351,012	17,843	333,169		
高校卒	60	46.6	406,294	37,768	368,526		
中学卒							
技術係長	154	45.2	548,125	58,423	489,702	同 上	
大学卒	87	36.3	527,003	63,241	463,762		
短大卒	15	57.3	545,218	23,678	521,540		
高校卒	50	54.8	579,950	59,456	520,494		
中学卒	2	40.0	516,235	158,805	357,430		

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務 ・ 技術 関係 職種	事務主任	人	歳	円	円	円	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	67	41.0	311,144	35,697	275,447	
	短大卒	50	39.6	308,874	39,707	269,167	
	高校卒	8	42.1	242,232	10,468	231,764	
	中学卒	9	47.7	394,325	38,125	356,200	
	技術主任	185	50.1	528,031	69,148	458,883	同 上
	大学卒	59	46.2	422,470	78,045	344,425	
	短大卒	25	48.3	407,579	66,411	341,168	
	高校卒	101	51.5	576,485	66,759	509,726	
	中学卒						
	事務係員	726	37.4	309,606	40,458	269,148	行政職 1級
	大学卒	364	34.6	323,941	46,521	277,420	
	短大卒	104	40.3	300,757	31,953	268,804	
	高校卒	258	40.2	292,782	35,437	257,345	
	中学卒						
	技術係員	769	36.5	346,705	55,780	290,925	同 上
大学卒	352	35.1	359,970	67,173	292,797		
短大卒	109	36.6	338,391	46,004	292,387		
高校卒	306	38.4	331,836	43,947	287,889		
中学卒	2	39.0	349,732	87,295	262,437		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	人	歳	円	円	円	行政職 7級、8級
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	同 上
	中学卒						
	工場長	x	x	x	x	x	
大学卒						同 上	
短大卒							
高校卒	x	x	x	x	x		
中学卒							

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	48	52.3	506,007	3,002	503,005	行政職 7級、8級
	大学卒	28	51.7	518,392		518,392	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	19	53.1	488,534	7,522	481,012	
	中学卒						
	技術部長	27	52.4	500,491	27	500,464	同 上
	大学卒	16	52.1	511,371	46	511,325	
	短大卒	3	49.8	552,521		552,521	
	高校卒	8	54.3	456,770		456,770	
	中学卒						
	事務部次長	25	51.2	510,889		510,889	同 上
	大学卒	22	51.4	521,734		521,734	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	53.1	442,296		442,296	
	中学卒						
	技術部次長	6	43.7	425,971		425,971	同 上
	大学卒	2	39.5	396,500		396,500	
	短大卒						
	高校卒	4	45.8	440,706		440,706	
	中学卒						
	事務課長	32	48.2	440,764	21,969	418,795	行政職 5級、6級
	大学卒	14	47.6	481,161	25,364	455,797	
	短大卒	4	48.8	413,025	21,156	391,869	
	高校卒	14	48.6	407,417	18,756	388,661	
	中学卒						
	技術課長	48	48.6	416,761	16,441	400,320	同 上
	大学卒	16	47.2	421,719	21,428	400,291	
短大卒	5	47.1	414,860	23,390	391,470		
高校卒	27	49.8	413,965	11,896	402,069		
中学卒							
事務課長代理	19	48.0	444,514	37,798	406,716	行政職 4級	
大学卒	13	46.4	454,621	46,588	408,033		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	5	50.8	436,188	20,985	415,203		
中学卒							
技術課長代理	3	45.6	391,418	32,650	358,768	同 上	
大学卒	2	49.7	406,479	19,033	387,446		
短大卒							
高校卒							
中学卒	x	x	x	x	x		

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							人
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務 係 長	109	43.7	354,923	27,810	327,113	行政職 3級
	大学卒	64	42.6	359,296	26,100	333,196	
	短大卒	16	44.3	342,633	26,753	315,880	
	高校卒	29	46.0	351,720	32,514	319,206	
	中学卒						
	技術 係 長	70	44.6	350,525	32,097	318,428	同 上
	大学卒	27	42.5	339,888	19,897	319,991	
	短大卒	16	45.4	353,281	22,118	331,163	
	高校卒	26	45.9	357,867	47,602	310,265	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務 主 任	85	37.4	294,664	21,360	273,304	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	45	34.9	298,557	20,383	278,174	
	短大卒	18	38.2	277,129	19,749	257,380	
	高校卒	22	42.4	300,065	24,983	275,082	
	中学卒						
技術 主 任	65	43.0	366,927	78,235	288,692	同 上	
大学卒	34	42.3	373,624	80,650	292,974		
短大卒	10	41.3	374,223	86,574	287,649		
高校卒	21	45.2	351,782	70,011	281,771		
中学卒							
事務 係 員	385	35.7	273,223	25,986	247,237	行政職 1級	
大学卒	164	32.3	285,305	26,576	258,729		
短大卒	71	38.3	263,675	25,816	237,859		
高校卒	150	38.7	262,588	25,323	237,265		
中学卒							
技術 係 員	309	34.6	304,102	49,975	254,127	同 上	
大学卒	130	32.4	309,133	54,601	254,532		
短大卒	70	31.5	294,136	53,035	241,101		
高校卒	109	39.1	305,827	42,854	262,973		
中学卒							

4 企業規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			県職員対応級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
支店長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒						行政職 6級、7級
工場長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒						同上
事務部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	11	52.5	486,227	25,909	460,318	同上
	6	51.8	542,005		542,005	
	x	x	x	x	x	
	4	53.3	420,874	71,250	349,624	
技術部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	7	53.4	481,418	3,005	478,413	同上
	2	57.0	574,094	10,519	563,575	
	3	53.0	439,446		439,446	
	2	50.5	451,700		451,700	
事務部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	x	x	x	x	x	同上
	x	x	x	x	x	
技術部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	7	48.6	469,571		469,571	同上
	6	48.5	466,500		466,500	
	x	x	x	x	x	
事務課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	21	51.2	483,957	25,108	458,849	行政職 5級
	11	49.8	551,388	5,328	546,060	
	x	x	x	x	x	
	9	52.6	387,454	52,074	335,380	
技術課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	18	48.3	411,410	18,909	392,501	同上
	4	48.8	550,631	48,038	502,593	
	14	48.1	371,633	10,587	361,046	

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							人
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	14	48.6	452,446	14,352	438,094	行政職 4級
	大学卒	6	47.3	441,723	7,338	434,385	
	短大卒	3	51.0	448,571	38,271	410,300	
	高校卒	5	48.6	467,638	8,418	459,220	
	中学卒						
	技術課長代理	14	46.5	476,119	54,199	421,920	同 上
	大学卒	2	45.0	529,296	53,546	475,750	
	短大卒						
	高校卒 中学卒	12	46.8	467,256	54,308	412,948	
	事務係長	39	44.9	365,855	33,854	332,001	行政職 3級
	大学卒	20	42.9	412,503	35,446	377,057	
	短大卒	3	43.0	381,980	25,180	356,800	
	高校卒	16	47.8	304,522	33,491	271,031	
	中学卒						
	技術係長	17	45.4	379,211	48,891	330,320	同 上
	大学卒	4	45.5	453,928	43,083	410,845	
	短大卒	5	39.8	415,268	71,972	343,296	
	高校卒 中学卒	8	48.8	319,316	37,370	281,946	
	事務主任	39	38.6	359,497	42,099	317,398	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	27	38.1	379,840	56,016	323,824	
短大卒	5	40.4	326,736	18,330	308,406		
高校卒	6	36.5	310,395	4,487	305,908		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術主任	56	40.1	365,313	50,410	314,903	同 上	
大学卒	15	36.1	350,609	67,473	283,136		
短大卒	14	37.7	350,244	63,753	286,491		
高校卒	27	43.4	381,297	34,013	347,284		
中学卒							
事務係員	161	38.4	246,465	20,428	226,037	行政職 1級	
大学卒	64	35.0	269,590	22,613	246,977		
短大卒	22	38.3	244,256	26,168	218,088		
高校卒	75	41.3	227,379	16,881	210,498		
中学卒							
技術係員	101	31.3	271,323	42,878	228,445	同 上	
大学卒	40	30.1	287,710	55,988	231,722		
短大卒	19	28.3	285,374	49,486	235,888		
高校卒	42	33.9	249,107	27,204	221,903		
中学卒							

その2 その他の職種

企業規模計

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
		人	歳	円	円	円		
技能・ 労務関係 職種	電話交換手						見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他 の事業所において業務に従事 している者を除く。	
	自家用乗用 自動車運転手							
	守衛	15	38.2	293,964	45,278	248,686		
	用務員							
研究関係 職種	研究所長						構成員50人以上の所の長(取 締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研 究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室 (係)長を除く。)	
	研究部(課)長							
	研究室(係)長							
	主任研究員	6	41.5	522,258		522,258		
	研究員	x	x	x	x	x		
	研究補助員							
教育関係 職種	大学	学部長	7	60.3	781,814		781,814	
		教授	43	56.9	627,615		627,615	
		准教授	35	43.3	522,694		522,694	
		講師	23	41.0	405,975		405,975	
		助教	x	x	x	x	x	
		助手						

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
教育関係職種	高等学校	校長	人	歳	円	円	円
		教頭	x	x	x	x	x
		教諭	43	43.5	365,322	11,598	353,724

第21表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	25.0	(53.5)	(46.5)	(-)	75.0
	500人以上	24.8	(50.1)	(49.9)	(-)	75.2
	100人以上 500人未満	29.7	(60.3)	(39.7)	(-)	70.3
	100人未満	17.2	(40.0)	(60.0)	(-)	82.8
高校卒	規模計	20.1	(60.1)	(39.9)	(-)	79.9
	500人以上	22.6	(52.0)	(48.0)	(-)	77.4
	100人以上 500人未満	21.8	(70.5)	(29.5)	(-)	78.2
	100人未満	13.8	(50.0)	(50.0)	(-)	86.2

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		82.2%
	配偶者に家族手当を支給する	74.0%
家族手当制度がない		17.8%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,025円
	配偶者と子1人	17,620円
	配偶者と子2人	24,035円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は90.0%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第23表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
39.8	(30.9)	(69.1)	60.2

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
25.5	74.5

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規模計	60.7	39.3	57.2	42.8	52.9	47.1
	500人以上	56.1	43.9	49.2	50.8	46.0	54.0
	100人以上 500人未満	59.5	40.5	57.7	42.3	52.1	47.9
	100人未満	68.9	31.1	67.2	32.8	63.8	36.2

3 生計費及び労働経済関係

令和4年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和4年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（大分市・勤労者世帯）における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和4年4月の費目別標準生計費を算定し、これに全国の費目別平均支出金額に対する大分市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第25表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費

(令和4年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 33,180	円 42,050	円 53,860	円 65,660	円 77,470
住居関係費	41,500	73,600	58,730	43,860	28,990
被服・履物費	6,430	4,440	6,940	9,450	11,960
雑費Ⅰ	17,930	29,480	42,390	55,300	68,200
雑費Ⅱ	14,060	25,990	30,890	35,790	40,690
計	113,100	175,560	192,810	210,060	227,310

第26表 労働経済指標

項 目			年 月	令和3年 4 月	5 月	6 月	
賃 金 ・ 労 働 時 間	大 分 県	① きまって支給する給与	金 額 (千円)	257.1	255.9	256.5	
			前年同月比 (%)	△ 1.4	0.9	0.0	
		〔調 査〕 〔産 業 計〕	うち所定内給与	金 額 (千円)	235.7	234.3	235.4
				前年同月比 (%)	△ 2.7	△ 1.8	△ 2.1
			うち一般 労働者	前年同月比 (%)	△ 2.7	△ 1.9	△ 1.5
		② 総実労働時間数	時間数 (時間)	155.1	142.1	149.9	
	〔調 査〕 〔産 業 計〕	うち所定外 労働時間数	時間数 (時間)	11.8	11.4	11.2	
	〔厚 勤 生 労 統 計 省 毎 月 調 査〕	全 国	③ きまって支給する給与	金 額 (千円)	300.3	294.9	297.2
				前年同月比 (%)	1.6	2.6	2.1
			〔調 査〕 〔産 業 計〕	うち所定内給与	金 額 (千円)	275.9	272.1
前年同月比 (%)					1.1	1.4	0.8
			うち一般 労働者	前年同月比 (%)	0.4	0.9	0.6
④ 総実労働時間数			時間数 (時間)	150.4	136.0	146.9	
〔調 査〕 〔産 業 計〕	うち所定外 労働時間数	時間数 (時間)	12.1	11.1	11.4		
生 計 費 〔総 家 務 計 省 調 査〕	⑤消費支出 〔二人以上の世帯の うち勤労者世帯〕	大 分 市	金 額 (千円)	236.4	256.8	288.5	
			前年同月比 (%)	△ 9.8	△ 16.3	△ 7.0	
		全 国	金 額 (千円)	338.6	317.7	281.2	
			前年同月比 (%)	11.5	13.1	△ 5.8	
物 価	⑥消費者物価指数 (総務省)	大 分 市	前年同月比 (%)	△ 1.0	△ 1.1	△ 0.7	
		全 国	前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	
雇 用	⑦常用雇用指数 (厚生労働省)		前年同月比 (%)	△ 0.3	0.2	0.0	
	⑧完全失業率 (総務省)		(%)	2.8	2.9	2.9	
	⑨有効求人倍率 (厚生労働省)		(倍)	1.09	1.10	1.13	

(注) 1 ①、③、⑥、⑦は、令和2年基準である。
 2 ①、②、③、④、⑦は、事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑧、⑨は、季節調整値である。

7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和4年 1 月	2 月	3 月	4 月
256.0	255.6	259.6	256.0	256.8	257.0	258.5	259.8	265.9	267.3
△ 0.4	△ 0.5	1.2	△ 1.8	△ 1.2	△ 0.9	3.6	3.6	4.5	4.0
235.8	234.6	236.1	236.2	236.0	235.7	236.2	237.5	242.5	244.7
△ 1.8	△ 1.4	△ 1.0	△ 2.1	△ 1.7	△ 1.5	3.4	3.3	3.4	3.8
△ 2.0	△ 1.9	△ 1.8	△ 2.9	△ 1.7	△ 1.5	1.0	1.9	2.3	3.9
151.4	146.8	148.6	151.5	150.9	149.5	141.4	140.6	148.5	152.5
11.9	12.0	12.2	11.5	12.0	12.0	11.7	11.9	12.9	13.1
297.7	295.0	296.3	298.6	298.0	298.6	298.9	299.5	304.0	307.9
1.7	1.3	1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5
274.0	271.9	273.6	275.1	273.9	273.7	274.7	275.2	278.9	281.9
0.7	0.7	0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2
0.7	0.7	0.4	0.4	0.6	0.5	0.8	0.9	1.0	1.8
146.9	135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.9	144.5	149.0
11.9	10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9
298.1	277.4	261.1	278.1	288.2	431.3	288.9	284.3	390.2	336.8
△ 5.6	△ 14.0	△ 13.0	△ 1.0	5.5	57.4	10.1	16.5	11.7	42.5
302.8	294.1	295.8	312.7	304.2	344.1	314.4	285.3	343.7	344.1
4.9	△ 3.4	△ 2.8	0.1	△ 0.4	3.1	5.6	1.6	△ 0.1	1.6
△ 0.9	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4	0.1	0.2	1.5
△ 0.3	△ 0.4	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5
△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1
2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5
1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23